



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識 : 2011年第2波調査に基づいて
Author(s)	松村, 良之; Matsumura, Yoshiyuki; 木下, 麻奈子 他
Citation	北大法学論集, 62(4), 464[1]-379[86]
Issue Date	2011-12-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47815
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-4_004.pdf



裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識 —— 2011年第2波調査に基づいて

松村 良之、木下麻奈子
太田 勝造、山田 裕子

I. はじめに——意識調査の全体像

本稿は、日本学術振興会科学研究費基盤(A)「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について——裁判員制度は成功するか?——」(2007-2010年度、研究代表者松村良之)が2010年度に行った第2波全国裁判員制度意識調査のデータの基礎的分析結果を、調査のリサーチデザイン、調査方法、調査票の構成とともに示すものである^[1]。

第2波とあるように、筆者らは2007年度に第1波調査を行い、その結果は松村他(2008)、Matsumura et al.(2008)、太田(2010)、木下(2010)、松村(2010)として公表されている。本研究は「第1波」「第2波」と述べられているように、いわゆる前後研究(before-and-after study)であり、今後は、両調査のデータをさまざまな仮説に基づき、多様な技法を用いて分析し、その結果を順次発表する予定である。しかしそのような分析の前提として必ず行うべきことは、データセットを確定し、記述的なデータの基礎的分析結果を示すという作業である。それによって、データセットの信頼性が担保される。また、裁判員制度は、現在もっとも関心を持たれている政治的社会的イシューであり、裁判員裁判開始から3年弱経過して行われた第2波調査のデータの基礎的分析結果を早急に発表することは、学問的にも実務的にも有意義であろう。

[1]

1. 調査の企画と意図

調査の企画と意図は、松村他(2008:2301)に述べられているが、それを要約すると、第1に、いかに裁判員制度が市民に浸透し受容されていくかを明らかにすることである。すなわち、本研究では、裁判員制度に対する態度（認知、感情的な評価、行動意図）⁽²⁾、さらに法や法システムに対する人々の態度や行動性向がどう変化するかについて、一般人を対象に裁判員制度導入前（2007年度実査）と導入後（2010年度実査）の計2回の調査票調査を行い、その変化の有無と内容を明らかにしようとするものである。第2の意義は、この社会調査が、刑事司法についての人びとの態度を体系的に明らかにする調査票調査であるということである。

2. リサーチデザイン・調査方法

(1) サンプリング

母集団は全国成人男女の全体（但し70歳以下）⁽³⁾であり、抽出サンプル数は1,600である。サンプリングの方法は、層化二段抽出ランダムサンプリングであり、抽出地点は100地点、1地点は11名間隔の系統抽出法で、1地点16名が抽出されている。サンプリングの実施は2010年11月22日から2011年1月21日にかけて行われた。なお、設計サンプルの性別、年齢分布、市郡別居住地分布については表-1、2、3を参照されたい。

注意すべきことは、本調査は前後調査（before-and-after study）の第2波調査であるが、第1波調査と同一のサンプルを追いかけたものではなく、別のサンプルであるということである。

表-1 性別

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
男性	823	51.44	546	49.23
女性	777	48.56	563	50.77
合計	1,600	100.00	1,109	100.00

表－２ 年齢分布

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
20歳代	228	14.25	142	12.80
30歳代	294	18.38	192	17.31
40歳代	356	22.25	252	22.72
50歳代	327	20.44	233	21.01
60歳代	362	22.63	264	23.81
70歳代	33	2.06	26	2.34
合計	1,600	100.00	1,109	100.00

表－３ 市郡別居住地分布

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
20大都市	448	28.00	276	24.89
その他の市	1,008	63.00	724	65.28
町・村	144	9.00	109	9.83
合計	1,600	100.00	1,109	100.00

(2) 実査

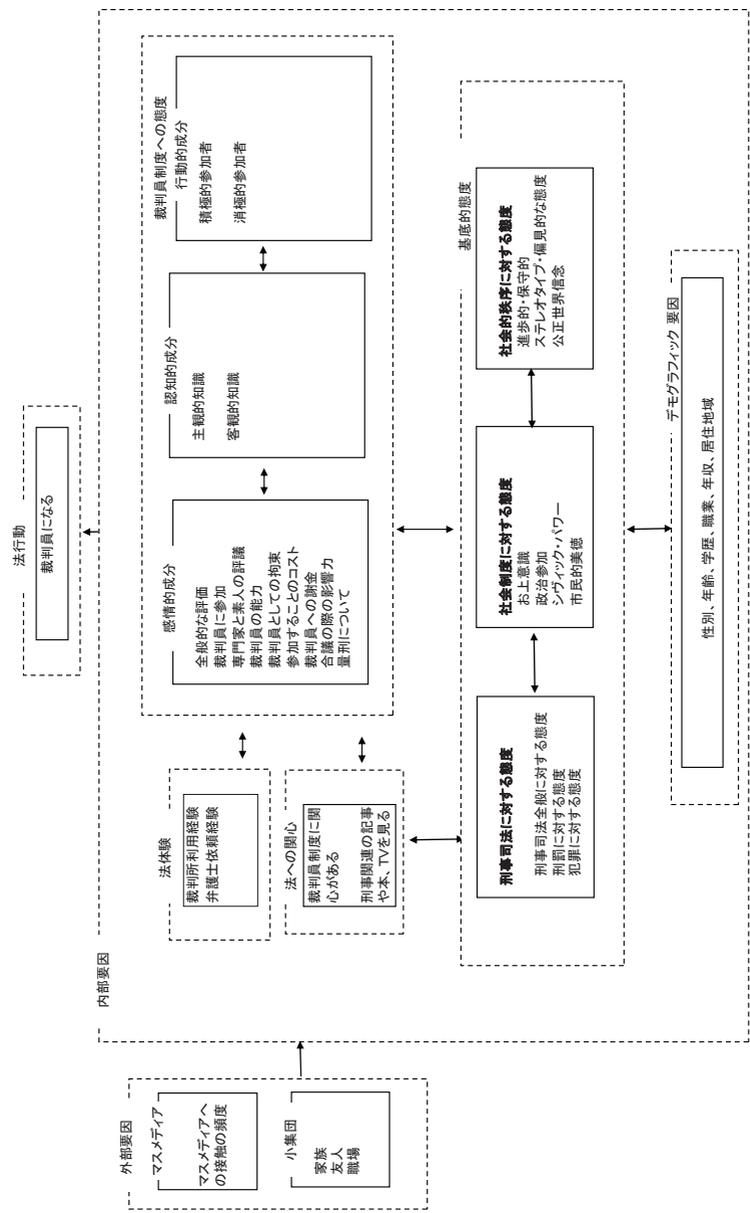
調査方法は第1波調査と同じく、留め置き法で行われた。すなわち、調査員が訪問し、調査票への記入を依頼し、応諾した者に調査票を渡し自己記入をしてもらい、後日調査員が回収するという方法をとった（なお、希望者については郵送による回収も行われた）。留め置き法によった理由は、設問の多くが5段階（一部7段階）の心理測定尺度に答えるという形式であり、調査員の読み上げ式よりも自記式に適した調査票だからである。

実査は2011年2月4日から2月20日にかけて行われた。有効回答数は1,109であり、回収率は69.3%である（ちなみに、第1波調査の回収率は64.4%である）。現時点の社会調査としては極めて高い数値であると評価できると思われる⁽⁴⁾。なお、回収サンプルの年齢、性別、市郡別居住地の分布についても表－1、2、3を参照されたい。

(3) 調査票の構成

この部分については、松村他(2008:2296-2299)のほぼ再掲になるが、繰り返し述べておこう。

この調査で用いたモデルは、人びとの裁判員制度に関する態度の構造を示したものである(図-1)。これは個人の内在変数を中心に捉えた個人モデル(主観モデル)であり、環境的な要因は外在変数として、個人の外側にあると位置づけている。このモデルを構成している要因について、図の上から順に説明する。



図一 裁判員制度に対する態度の構造モデル

まず図の一番上にあるのが、裁判員になるという法行動である（最終的従属変数）⁽⁵⁾。

次に、裁判員制度への態度であるが、態度理論に基づいて、感情、認知、行動の成分より構成されると考える。このうち裁判員制度への態度の感情的成分は、人びとが裁判員制度をどのように評価しているかという問題である。具体的な例を挙げると、裁判員制度全般に対する態度、裁判員の能力についての態度、裁判員として拘束されることへの態度、裁判員として参加することのコストに対する態度などから構成されている。裁判員制度への態度の認知的成分は、裁判員制度についての客観的な知識と主観的な知識（客観的な知識についての確実性などの知覚）から構成されている。裁判員制度への態度の行動的成分は、裁判員制度へ積極的に参加したいという行動意図があるか（裁判員になった場合のその匿名性にかかわる行動を含む）、あるいは参加したくないという行動意図を持っているか⁽⁶⁾という態度からなる。

裁判員制度への態度に影響を与える要因として、第1に「法体験」と「法への関心」がある。法体験は、裁判所を利用した経験があるか、過去に犯罪に巻き込まれたことがあるか、法律家の知人がいるかなどである。「法への関心」は、刑事事件を扱った小説や映画を読んだり見たりするか否かなどの質問によって測定されるものである。

第2に、裁判員制度への態度を支える基底要因として、「刑事司法に対する態度」、「社会制度に対する態度」、「社会的秩序に対する態度」がある。「刑事司法に対する態度」は、刑事司法全般に対する態度、刑罰に対する態度、犯罪に対する態度、犯罪者に対する態度から構成されている。「社会制度に対する態度」は、シヴィック・パワー、市民的美徳（シヴィック・ヴァーチュ）⁽⁷⁾、「お上意識」、政治参加への態度などの要因から構成されると考えられる。「社会的秩序に対する態度」は、進歩的あるいは保守的な態度を持っているか、ステレオタイプに基づいた偏見な態度があるか、および公正世界信念（M. ラーナーによって提唱された、人々の持つ「世界の公正性」についての信念。詳しくは、松村、2007:130-131参照）などから構成される。

最後に、図の最下部にあるのが「デモグラフィック要因」であり、性別、年齢、学歴、職業、年収、および居住地区などが含まれる。

なお、外在変数として、マス・メディアからの影響、所属する小集団からの影響が想定される。ただし本調査ではマス・メディアからの影響のみを調べた。なお、これらの変数は、内在変数のそれぞれのレベルに対して影響を与えるであろうと仮定している。

以上のように、本調査票は大きく分ければ、

- (i) 裁判員制度に関する設問（一部要因計画法による設問を含む）、
- (ii) 刑事司法制度についての態度（意見、評価など）、
- (iii) 上記(i)および(ii)と関連すると思われる一般的な社会的態度を測定する設問、
- (iv) 上記(i)および(ii)と関連すると思われる社会経験、日常経験に関する設問、
- (v) デモグラフィック要因、
- (vi) 要因計画法を採用した小話（ヴィニエット）形式に基づく設問（いわゆるシナリオ実験。シナリオ実験については第1波調査とは内容が全く異なる）。

からなる。

前段で述べたように、本調査票は要因計画法を取り入れたため、その小話部分が異なる8種類の調査票がある。以下では、それらをAバージョンからHバージョンと呼ぶことにする⁽⁸⁾。

II. 度数分布と基本統計量

以下、各設問の度数分布と基本統計量について調査票の設問の順序に従って説明する。なお、本文と表にあるQに始まるアルファベットと数字の表記（たとえば、Q5_5）は統計分析ソフトウェアSPSSにおける変数名である（例ではQ5_5は調査票の問5（5）に対応する）。ここでは扱いやすさとわかりやすさという観点から、設問の特定は、原則として、このSPSS上の変数名による。

なお、すでに述べたように大部分の設問は第1波調査と同じである。参考までに、同じ設問に対する第1波調査の結果も掲載し、さらに心理測定尺度（本調査票では、5点尺度もしくは7点尺度からなる）の設問については、平均の差のt検定の結果を示してある⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

1. マスコミ接触など

Q1からQ3Bまでの4問の設問では、刑事司法を含む情報にどの程度回答者が接触しているかを測定するために、マスコミなどとの接触などを尋ねた。結果は表-4の通りである。なお、Q3Bは今回新たに付け加えられた設問である⁽¹¹⁾。

表-4 マスコミ接触

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q1 あなたはテレビやラジオ、新聞(インターネット版を含む)のニュースを、見たり、聞いたりする方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 見たり聞いたりする方ではないと思う	20	1.81		
	2 どちらかといえば見たり聞いたりする方ではないと思う	80	7.23		
	3 どちらともいえない	131	11.84		
	4 どちらかといえば見たり聞いたりする方だと思う	502	45.39		
	5 見たり聞いたりする方だと思う	373	33.73		
	合計	1,106	100.00	4.02 ^{ns}	0.95
	無回答	3			
参考：第1波調査					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q1 あなたはテレビやラジオ、新聞(インターネット版を含む)のニュースを、見たり、聞いたりする方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 見たり聞いたりする方ではないと思う	26	2.24		
	2 どちらかといえば見たり聞いたりする方ではないと思う	84	7.25		
	3 どちらともいえない	132	11.39		
	4 どちらかといえば見たり聞いたりする方だと思う	523	45.13		
	5 見たり聞いたりする方だと思う	394	33.99		
	合計	1,159	100.00	4.01	0.97
	無回答	1			
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q2 あなたは、ご自分が、犯罪や刑事裁判をあつかった小説、映画、テレビドラマを読んだり見たりする方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 読んだり見たりする方ではないと思う	127	11.49		
	2 どちらかといえば読んだり見たりする方ではないと思う	222	20.09		
	3 どちらともいえない	313	28.33		
	4 どちらかといえば読んだり見たりする方だと思う	323	29.23		
	5 読んだり見たりする方だと思う	120	10.86		
	合計	1,105	100.00	3.08 ^{ns}	1.18
	無回答	4			

表-4 マスコミ接触 (続)

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q2 あなたは、ご自分が、犯罪や刑事裁判をあつかった小説、映画、テレビドラマを読んだり見たりする方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 読んだり見たりする方ではないと思う	133	11.47			
	2 どちらかといえば読んだり見たりする方ではないと思う	229	19.74			
	3 どちらともいえない	324	27.93			
	4 どちらかといえば読んだり見たりする方だと思う	340	29.31			
	5 読んだり見たりする方だと思う	134	11.55			
	合計		1,160	100.00	3.10	1.18
無回答		0				
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q3 あなたは、ご自分が、インターネット(パソコンや携帯電話などによる)を仕事以外でよく使う方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 使わない方だと思う	308	27.82			
	2 どちらかといえば使わない方だと思う	227	20.51			
	3 どちらともいえない	122	11.02			
	4 どちらかといえば使う方だと思う	255	23.04			
	5 使う方だと思う	195	17.62			
	合計		1,107	100.00	2.82**	1.49
無回答		2				
参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q3 あなたは、ご自分が、インターネット(パソコンや携帯電話などによる)を仕事以外でよく使う方だと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 使わない方だと思う	446	38.55			
	2 どちらかといえば使わない方だと思う	221	19.10			
	3 どちらともいえない	123	10.63			
	4 どちらかといえば使う方だと思う	225	19.45			
	5 使う方だと思う	142	12.27			
	合計		1,157	100.00	2.48	1.47
無回答		3				
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q3B 裁判員裁判についてのテレビや新聞などの報道に関心がありますか。(○は1つ)	1 まったく関心がない	51	4.61			
	2 どちらかといえば関心がない	157	14.20			
	3 どちらともいえない	413	37.34			
	4 どちらかといえば関心がある	420	37.97			
	5 関心がある	65	5.88			
	合計		1,106	100.00	3.26	0.93
無回答		3				

2. 体感治安

Q4はいわゆる体感治安について、その変化を尋ねている。結果は表-5の通りである。なお、別途、犯罪の被害経験について尋ねた設問も用意されている(Q7)。それについては、4. 法的経験を参照されたい。

表-5 体感治安

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q4 あなたやあなたの家族が犯罪にあう危険が増えていると感じますか、減っていると感じますか。(○は1つ)	1 減っていると感じる	19	1.72		
	2 どちらかといえば減っていると感じる	15	1.36		
	3 どちらともいえない	418	37.76		
	4 どちらかといえば増えていると感じる	487	43.99		
	5 増えていると感じる	168	15.18		
	合計	1,107	100.00	3.70**	0.80
	無回答	2			
参考：第1波調査					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q4 あなたやあなたの家族が犯罪にあう危険が増えていると感じますか、減っていると感じますか。(○は1つ)	1 減っていると感じる	18	1.56		
	2 どちらかといえば減っていると感じる	16	1.39		
	3 どちらともいえない	359	31.11		
	4 どちらかといえば増えていると感じる	511	44.28		
	5 増えていると感じる	250	21.66		
	合計	1,154	100.00	3.83	0.83
	無回答	6			

3. 一般的な社会的態度

Q5の各変数(Q5_1からQ5_13までの質問への回答)は、一般的な社会的態度にかかわるものである。このうち、Q5_1は、社会関係資本(social capital)に関わる一般的信頼を尋ねたものである(山岸, 1998; 坂本, 2007: 19)。Q5_2とQ5_12は、シヴィック・パワーやシヴィック・コンピテンスを尋ねた質問である(坂本, 2007: 19-21)。Q5_3とQ5_4は、個人が社会に対して貢献すべきかといった市民的美徳(シビック・ヴァーチュ)について尋ねたものである(日本文化会議, 1982:162; 坂本, 2007)。Q5_5、Q5_13の2項目は、公正世界信念に由来する設問である(詳しくは松村他, 2006a:1521; 2006b:1447参照)。Q5_7は、生活態度や考え方の保守性と柔軟性、寛容性などを尋ねた設問である(詳しくは、松村他, 2006b:1448参照)。Q5_6、Q5_8、Q5_9、Q5_11は、いわゆる「お上意識」を測定しようとした設問群である(詳しくは松村他, 2006b:1448参照。ただし、一部、松村他, 2006bの設問とはワーディングが異なるものがある)。Q5_10は、ステレオタイプに基づいた偏見的な態度に関わる質問である。

各設問の結果については表-6を参照されたい。

表-6 一般的な社会的態度

あなたは次のそれぞれの文章についてどうお思いですか。(1)から(5)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5.1 ほとんどの人は信頼できる	1 そう思わない	141	12.77		
	2 どちらかといえばそう思わない	247	22.37		
	3 どちらともいえない	411	37.23		
	4 どちらかといえばそう思う	271	24.55		
	5 そう思う	34	3.08		
	合計		1,104	100.00	2.83 ^{ns}
	無回答	5			
参考：第1波調査					
Q5.1 ほとんどの人は信頼できる	1 そう思わない	171	14.81		
	2 どちらかといえばそう思わない	215	18.61		
	3 どちらともいえない	450	38.96		
	4 どちらかといえばそう思う	284	24.59		
	5 そう思う	35	3.03		
	合計		1,155	100.00	2.82
	無回答	5			
Q5.2 国の政治がどう変わろうとも、自分の生活には関係がない	1 そう思わない	444	40.07		
	2 どちらかといえばそう思わない	327	29.51		
	3 どちらともいえない	178	16.06		
	4 どちらかといえばそう思う	112	10.11		
	5 そう思う	47	4.24		
	合計		1,108	100.00	2.09 ^{ns}
	無回答	1			
参考：第1波調査					
Q5.2 国の政治がどう変わろうとも、自分の生活には関係がない	1 そう思わない	513	44.30		
	2 どちらかといえばそう思わない	280	24.18		
	3 どちらともいえない	193	16.67		
	4 どちらかといえばそう思う	123	10.62		
	5 そう思う	49	4.23		
	合計		1,158	100.00	2.06
	無回答	2			
Q5.3 公共の利益のためには、個人の権利が制限されてもやむを得ない	1 そう思わない	280	25.43		
	2 どちらかといえばそう思わない	316	28.70		
	3 どちらともいえない	334	30.34		
	4 どちらかといえばそう思う	139	12.62		
	5 そう思う	32	2.91		
	合計		1,101	100.00	2.39 ^{ns}
	無回答	8			
参考：第1波調査					
Q5.3 公共の利益のためには、個人の権利が制限されてもやむを得ない	1 そう思わない	309	26.85		
	2 どちらかといえばそう思わない	286	24.85		
	3 どちらともいえない	346	30.06		
	4 どちらかといえばそう思う	170	14.77		
	5 そう思う	40	3.48		
	合計		1,151	100.00	2.43
	無回答	9			

表-6 一般的な社会的態度 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5.4 私たちは、世のため人のためにつくべきだ	1 そう思わない	26	2.36		
	2 どちらかといえばそう思わない	79	7.16		
	3 どちらともいえない	413	37.44		
	4 どちらかといえばそう思う	452	40.98		
	5 そう思う	133	12.06		
	合計		1103	100.00	3.53*
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q5.4 私たちは、世のため人のためにつくべきだ	1 そう思わない	41	3.56		
	2 どちらかといえばそう思わない	55	4.77		
	3 どちらともいえない	392	34.00		
	4 どちらかといえばそう思う	486	42.15		
	5 そう思う	179	15.52		
	合計		1,153	100.00	3.61
	無回答	7			
Q5.5 この世の中では努力はいつか報われるようになっている	1 そう思わない	103	9.33		
	2 どちらかといえばそう思わない	199	18.03		
	3 どちらともいえない	382	34.60		
	4 どちらかといえばそう思う	327	29.62		
	5 そう思う	93	8.42		
	合計		1,104	100.00	3.10 ^{ns}
	無回答	5			
参考：第1波調査					
Q5.5 この世の中では努力はいつか報われるようになっている	1 そう思わない	120	10.41		
	2 どちらかといえばそう思わない	205	17.78		
	3 どちらともいえない	429	37.21		
	4 どちらかといえばそう思う	296	25.67		
	5 そう思う	103	8.93		
	合計		1,153	100.00	3.05
	無回答	7			
Q5.6 社会にとって重大なことは、専門家に任せるべきだ	1 そう思わない	118	10.68		
	2 どちらかといえばそう思わない	184	16.65		
	3 どちらともいえない	397	35.93		
	4 どちらかといえばそう思う	279	25.25		
	5 そう思う	127	11.49		
	合計		1,105	100.00	3.10 ^{ns}
	無回答	4			
参考：第1波調査					
Q5.6 社会にとって重大なことは、専門家に任せるべきだ	1 そう思わない	134	11.71		
	2 どちらかといえばそう思わない	193	16.87		
	3 どちらともいえない	411	35.93		
	4 どちらかといえばそう思う	290	25.35		
	5 そう思う	116	10.14		
	合計		1,144	100.00	3.05
	無回答	16			

表-6 一般的な社会的態度 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5.7 私は新しい生活スタイルや考え方を受け入れる方だ	1 そう思わない	54	4.90		
	2 どちらかといえばそう思わない	155	14.05		
	3 どちらともいえない	509	46.15		
	4 どちらかといえばそう思う	309	28.01		
	5 そう思う	76	6.89		
	合計		1,103	100.00	3.18 [†]
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q5.7 私は新しい生活スタイルや考え方を受け入れる方だ	1 そう思わない	63	5.45		
	2 どちらかといえばそう思わない	208	17.98		
	3 どちらともいえない	491	42.44		
	4 どちらかといえばそう思う	333	28.78		
	5 そう思う	62	5.36		
	合計		1,157	100.00	3.11
	無回答	3			
Q5.8 なにごともお上にまかせるという態度が日本を悪くしてきた	1 そう思わない	33	2.99		
	2 どちらかといえばそう思わない	51	4.63		
	3 どちらともいえない	337	30.58		
	4 どちらかといえばそう思う	402	36.48		
	5 そう思う	279	25.32		
	合計		1,102	100.00	3.76 ^{n.s.}
	無回答	7			
参考：第1波調査					
Q5.8 なにごともお上にまかせるという態度が日本を悪くしてきた	1 そう思わない	36	3.12		
	2 どちらかといえばそう思わない	72	6.23		
	3 どちらともいえない	308	26.67		
	4 どちらかといえばそう思う	418	36.19		
	5 そう思う	321	27.79		
	合計		1,155	100.00	3.79
	無回答	5			
Q5.9 トラブルに巻き込まれても専門家まかせにはだめだ	1 そう思わない	75	6.79		
	2 どちらかといえばそう思わない	169	15.29		
	3 どちらともいえない	413	37.38		
	4 どちらかといえばそう思う	302	27.33		
	5 そう思う	146	13.21		
	合計		1,105	100.00	3.25 ^{**}
	無回答	4			
参考：第1波調査					
Q5.9 トラブルに巻き込まれても専門家まかせにはだめだ	1 そう思わない	71	6.15		
	2 どちらかといえばそう思わない	122	10.56		
	3 どちらともいえない	414	35.84		
	4 どちらかといえばそう思う	355	30.74		
	5 そう思う	193	16.71		
	合計		1,155	100.00	3.41
	無回答	5			

表-6 一般的な社会的態度 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5_10 犯罪を犯すような人は、社会の落伍者である	1 そう思わない	92	8.33		
	2 どちらかといえばそう思わない	135	12.23		
	3 どちらともいえない	551	49.91		
	4 どちらかといえばそう思う	217	19.66		
	5 そう思う	109	9.87		
	合計		1,104	100.00	3.11 ^{ns}
	無回答	5			
参考：第1波調査					
Q5_10 犯罪を犯すような人は、社会の落伍者である	1 そう思わない	92	7.97		
	2 どちらかといえばそう思わない	132	11.44		
	3 どちらともいえない	572	49.57		
	4 どちらかといえばそう思う	234	20.28		
	5 そう思う	124	10.75		
	合計		1,154	100.00	3.14
	無回答	6			
Q5_11 政府は私たち国民を守って当然だ	1 そう思わない	21	1.90		
	2 どちらかといえばそう思わない	45	4.08		
	3 どちらともいえない	202	18.30		
	4 どちらかといえばそう思う	440	39.86		
	5 そう思う	396	35.87		
	合計		1,104	100.00	4.04 ^{**}
	無回答	5			
参考：第1波調査					
Q5_11 政府は私たち国民を守って当然だ	1 そう思わない	14	1.21		
	2 どちらかといえばそう思わない	28	2.43		
	3 どちらともいえない	171	14.83		
	4 どちらかといえばそう思う	430	37.29		
	5 そう思う	510	44.23		
	合計		1,153	100.00	4.21
	無回答	7			
Q5_12 社会がよくなるかどうかは、自分たち次第である	1 そう思わない	47	4.25		
	2 どちらかといえばそう思わない	91	8.23		
	3 どちらともいえない	322	29.11		
	4 どちらかといえばそう思う	424	38.34		
	5 そう思う	222	20.07		
	合計		1,106	100.00	3.62 [†]
	無回答	3			
参考：第1波調査					
Q5_12 社会がよくなるかどうかは、自分たち次第である	1 そう思わない	52	4.49		
	2 どちらかといえばそう思わない	66	5.70		
	3 どちらともいえない	332	28.69		
	4 どちらかといえばそう思う	436	37.68		
	5 そう思う	271	23.42		
	合計		1,157	100.00	3.70
	無回答	3			

表－6 一般的な社会的態度 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5_13 この世の中では、悪いことやまちがったことをしても見逃される人が数多くいる	1 そう思わない	13	1.17		
	2 どちらかといえばそう思わない	48	4.33		
	3 どちらともいえない	208	18.77		
	4 どちらかといえばそう思う	453	40.88		
	5 そう思う	386	34.84		
	合計	1,108	100.00	4.04**	0.90
	無回答	1			
参考：第1波調査					
Q5_13 この世の中では、悪いことやまちがったことをしても見逃される人が数多くいる	1 そう思わない	21	1.81		
	2 どちらかといえばそう思わない	28	2.42		
	3 どちらともいえない	174	15.03		
	4 どちらかといえばそう思う	466	40.24		
	5 そう思う	469	40.50		
	合計	1,158	100.00	4.15	0.89
	無回答	2			

4. 法的経験

Q6A から Q8までの設問群では広い意味の法的経験を尋ねている。Q6A は「裁判員名簿に記載された」経験を尋ねた新たな設問である。第1波調査の Q6は、Q6B としてそのまま維持されている⁽¹²⁾。

Q6B、Q6Bno2は裁判所の利用経験である。Q6B は複数回答可の設問である。Q7では犯罪被害経験を尋ねており、刑事司法制度に対する態度と関連すると予測される（なお、2. 体感治安も参照）。Q8は法曹の知り合いの有無である。

結果は表－7に掲載されている。

表－7 法的経験

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q6A あなたは「裁判員候補者名簿に記載された」との通知を受けたことがありますか。 (○は1つ)	1 はい	18	1.62
	2 いいえ	1034	93.33
	3 わからない	56	5.05
	合計	1,108	100.00
	無回答	1	

表-7 法的経験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q6B あなたは裁判所を利用したり、裁判所に行ったことがありますか。自分で利用した場合だけでなく、傍聴や付添いや証人として行った場合も含めて教えてください。(○はいくつでも)	1 当事者(原告、被告、申立人、被申立人など)として裁判や調停をした	122	11.04
	2 当事者以外の関係者(証人、付添いなど)として裁判や調停に関与した	50	4.52
	3 当事者や関係者以外として裁判所に行った	76	6.88
	4 裁判所に行ったことはない	820	74.21
	5 覚えていない	37	3.35
	有効回答者数	1,088	
	無回答	21	
参考：第1波調査			
Q6 あなたは裁判所を利用したり、裁判所に行ったことがありますか。自分で利用した場合だけでなく、傍聴や付添いや証人として行った場合も含めて教えてください。(○はいくつでも)	1 当事者(原告、被告、申立人、被申立人など)として裁判や調停をした	145	12.88
	2 当事者以外の関係者(証人、付添いなど)として裁判や調停に関与した	73	6.48
	3 当事者や関係者以外として裁判所に行った	77	6.84
	4 裁判所に行ったことはない	838	74.42
	5 覚えていない	25	2.22
	有効回答者数	1,126	
	無回答	34	
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q6Bno2 1または2と答えた方にお聞きします。それはどのような事案でしたか。(○は1つ)	1 民事または家事の事案(民事裁判や調停、家事審判など)	106	65.43
	2 刑事関係の事案(道交法違反も含む)	50	30.86
	3 その他	5	3.09
	4 わからない	1	0.62
	合計	162	100.00
	非該当	942	
	無回答	5	
参考：第1波調査			
Q6no2 1または2と答えた方にお聞きします。それはどのような事案でしたか。(○は1つ)	1 民事または家事の事案(民事裁判や調停、家事審判など)	113	56.22
	2 刑事関係の事案(交通法規違反も含む)	79	39.30
	3 その他	5	2.49
	4 わからない	4	1.99
	合計	201	100.00
	非該当	958	
	無回答	1	
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q7 この5年間で、あなたご自身やご家族が犯罪の被害にあったことがありますか(物品やお金を盗まれたりだまし取られたり、痴漢にあったり、ケガをさせられたりしたことなどです)。(○は1つ)	1 ない	897	81.18
	2 ある	195	17.65
	3 覚えていない	13	1.18
	合計	1,105	100.00
		無回答	4

表－7 法的経験（続）

参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q7 この5年間で、 あなたご自身やご家族 が犯罪の被害にあった ことがありますか（物 品やお金を盗まれたり だまし取られたり、痴 漢にあたり、ケガを させられたりしたこと などです）。（○は1つ）	1 ない	900	77.85
	2 ある	239	20.67
	3 覚えていない	17	1.47
	合計	1,156	100.00
	無回答	4	
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q8 あなたは弁護士 または司法書士の知り 合いがいらっしゃるま すか。（○は1つ）	1 いる	225	20.34
	2 いない	854	77.22
	3 わからない	27	2.44
	合計	1,106	100.00
	無回答	3	
参考：第1波調査			
Q8 あなたは弁護士 または司法書士の知り 合いがいらっしゃるま すか。（○は1つ）	1 いる	228	19.71
	2 いない	899	77.70
	3 わからない	30	2.59
	合計	1,157	100.00
	無回答	3	

5. 刑事司法に対する態度（1）

Q9_1からQ9_7までの設問群は、刑事訴訟手続きに対する態度、特に被疑者・被告人の権利保障をどう考えているかを尋ねた設問群である。多くの社会調査では、人々は被疑者・被告人の権利保障について厳しい見方（権利保障が強すぎるとの評価）をしていることが示されているが、ここでの結果は、表－8の通りである。

なお、Q9_7は近年の冤罪事件（たとえば足利事件、2009年6月23日東京高裁再審開始決定）を踏まえて、あらたに追加された設問である。虚偽自白による冤罪事件が大きなニュースになったにもかかわらず、過半数の回答者がそう思う、どちらかといえばそう思うに回答していることは注目に値する。

表-8 刑事司法に対する態度(1)

以下の文章について、あなたご自身のご意見をお聞かせください。以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q9_1 凶悪な事件の場合には裁判所の逮捕状がなくても、容疑者を逮捕できて当然だ	1 そう思わない	94	8.52			
	2 どちらかといえばそう思わない	82	7.43			
	3 どちらともいえない	225	20.40			
	4 どちらかといえばそう思う	351	31.82			
	5 そう思う	351	31.82			
	合計		1,103	100.00	3.71 ^{ns}	1.23
	無回答	6				
参考: 第1波調査						
Q9_1 凶悪な事件の場合には裁判所の逮捕状がなくても、容疑者を逮捕できて当然だ	1 そう思わない	122	10.56			
	2 どちらかといえばそう思わない	68	5.89			
	3 どちらともいえない	264	22.86			
	4 どちらかといえばそう思う	350	30.30			
	5 そう思う	351	30.39			
	合計		1,155	100.00	3.64	1.26
	無回答	5				
Q9_2 弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない	1 そう思わない	47	4.26			
	2 どちらかといえばそう思わない	72	6.52			
	3 どちらともいえない	426	38.59			
	4 どちらかといえばそう思う	292	26.45			
	5 そう思う	267	24.18			
	合計		1,104	100.00	3.60 ^{ns}	1.05
	無回答	5				
参考: 第1波調査						
Q9_2 弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない	1 そう思わない	71	6.15			
	2 どちらかといえばそう思わない	61	5.28			
	3 どちらともいえない	390	33.77			
	4 どちらかといえばそう思う	333	28.83			
	5 そう思う	300	25.97			
	合計		1,155	100.00	3.63	1.11
	無回答	5				
Q9_3 警察に逮捕されても有罪と決まったわけではないのだから、それだけで勤務先をクビになるのはおかしい	1 そう思わない	24	2.17			
	2 どちらかといえばそう思わない	34	3.08			
	3 どちらともいえない	202	18.28			
	4 どちらかといえばそう思う	379	34.30			
	5 そう思う	466	42.17			
	合計		1,105	100.00	4.11 ^{ns}	0.96
	無回答	4				
参考: 第1波調査						
Q9_3 警察に逮捕されても有罪と決まったわけではないのだから、それだけで勤務先をクビになるのはおかしい	1 そう思わない	22	1.90			
	2 どちらかといえばそう思わない	36	3.11			
	3 どちらともいえない	246	21.26			
	4 どちらかといえばそう思う	368	31.81			
	5 そう思う	485	41.92			
	合計		1,157	100.00	4.09	0.96
	無回答	3				

表－8 刑事司法に対する態度（1）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q9_4 捜査で真実を発見するためには、多少無理な取り調べもやむを得ない	1 そう思わない	221	20.02		
	2 どちらかといえばそう思わない	262	23.73		
	3 どちらともいえない	411	37.23		
	4 どちらかといえばそう思う	158	14.31		
	5 そう思う	52	4.71		
	合計	1,104	100.00	2.60 ^{ns}	1.10
	無回答	5			
参考：第1波調査					
Q9_4 捜査で真実を発見するためには、多少無理な取り調べもやむを得ない	1 そう思わない	261	22.64		
	2 どちらかといえばそう思わない	240	20.82		
	3 どちらともいえない	426	36.95		
	4 どちらかといえばそう思う	172	14.92		
	5 そう思う	54	4.68		
	合計	1,153	100.00	2.58	1.13
	無回答	7			
Q9_5 凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない	1 そう思わない	320	29.01		
	2 どちらかといえばそう思わない	263	23.84		
	3 どちらともいえない	331	30.01		
	4 どちらかといえばそう思う	118	10.70		
	5 そう思う	71	6.44		
	合計	1,103	100.00	2.42*	1.19
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q9_5 凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない	1 そう思わない	336	29.14		
	2 どちらかといえばそう思わない	223	19.34		
	3 どちらともいえない	342	29.66		
	4 どちらかといえばそう思う	147	12.75		
	5 そう思う	105	9.11		
	合計	1,153	100.00	2.53	1.28
	無回答	7			
Q9_6 凶悪な事件の被告人といえども、刑事裁判においては人権が十分に尊重されなければならない	1 そう思わない	89	8.05		
	2 どちらかといえばそう思わない	171	15.46		
	3 どちらともいえない	348	31.46		
	4 どちらかといえばそう思う	312	28.21		
	5 そう思う	186	16.82		
	合計	1,106	100.00	3.30 ^{ns}	1.16
	無回答	3			
参考：第1波調査					
Q9_6 凶悪な事件の被告人といえども、刑事裁判においては人権が十分に尊重されなければならない	1 そう思わない	93	8.06		
	2 どちらかといえばそう思わない	168	14.56		
	3 どちらともいえない	379	32.84		
	4 どちらかといえばそう思う	296	25.65		
	5 そう思う	218	18.89		
	合計	1,154	100.00	3.33	1.17
	無回答	6			

表－8 刑事司法に対する態度（1）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q9_7 真犯人でないなら、長時間にわたって厳しい取り調べを受けても、自分がやってもいない犯罪を自白することはない	1 そう思わない	157	14.23		
	2 どちらかといえばそう思わない	109	9.88		
	3 どちらともいえない	203	18.40		
	4 どちらかといえばそう思う	159	14.42		
	5 そう思う	475	43.06		
	合計	1,103	100.00	3.62	1.47
	無回答	6			

6. 刑罰を科す目的

Q10_1からQ10_7の設問群は、刑罰の目的（特に刑務所に収監する目的）を尋ねた設問である。これらの設問は、直接には松村(2007)で用いた設問を利用している。設問の意味と全体の構造については、松村(2007)を参照されたい。結果は表－9の通りである。

表－9 刑罰を科す目的

あなたは、罰として犯罪者を刑務所に入れることについてどうお考えですか。以下の(1)から(7)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は1つずつ）					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q10_1 犯罪者を罰することで、罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与える	1 反対する	30	2.73		
	2 どちらかといえば反対する	46	4.19		
	3 どちらともいえない	299	27.26		
	4 どちらかといえば賛成する	417	38.01		
	5 賛成する	305	27.80		
	合計	1,097	100.00	3.84 ^{n.s.}	0.97
	無回答	12			
参考：第1波調査					
Q10_1 犯罪者を罰することで、罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与える	1 反対する	122	10.56		
	2 どちらかといえば反対する	68	5.89		
	3 どちらともいえない	264	22.86		
	4 どちらかといえば賛成する	350	30.30		
	5 賛成する	351	30.39		
	合計	1,155	100.00	3.78	1.01
	無回答	5			
Q10_2 犯罪者を罰することで、犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起ることを抑制する	1 反対する	15	1.37		
	2 どちらかといえば反対する	23	2.09		
	3 どちらともいえない	223	20.31		
	4 どちらかといえば賛成する	444	40.44		
	5 賛成する	393	35.79		
	合計	1,098	100.00	4.07 ^{n.s.}	0.87
	無回答	11			

表-9 刑罰を科す目的 (続)

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q10_2 犯罪者を罰すること、犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起ることを抑制する	1 反対する	71	6.15			
	2 どちらかといえば反対する	61	5.28			
	3 どちらともいえない	390	33.77			
	4 どちらかといえば賛成する	333	28.83			
	5 賛成する	300	25.97			
	合計		1,155	100.00	4.10	0.84
	無回答	5				
Q10_3 犯罪者を刑務所に入れて、犯罪者がまっとうな人間になるよう教育する	1 反対する	13	1.18			
	2 どちらかといえば反対する	18	1.64			
	3 どちらともいえない	175	15.92			
	4 どちらかといえば賛成する	409	37.22			
	5 賛成する	484	44.04			
	合計		1,099	100.00	4.21*	0.85
	無回答	10				
参考：第1波調査						
Q10_3 犯罪者を刑務所に入れて、犯罪者がまっとうな人間になるよう教育する	1 反対する	22	1.90			
	2 どちらかといえば反対する	36	3.11			
	3 どちらともいえない	246	21.26			
	4 どちらかといえば賛成する	368	31.81			
	5 賛成する	485	41.92			
	合計		1,157	100.00	4.30	0.83
	無回答	3				
Q10_4 犯罪者を罰することで、被害者に代わって仕返しをする	1 反対する	164	14.95			
	2 どちらかといえば反対する	176	16.04			
	3 どちらともいえない	486	44.30			
	4 どちらかといえば賛成する	168	15.31			
	5 賛成する	103	9.39			
	合計		1,097	100.00	2.88 ^{ns}	1.13
	無回答	12				
参考：第1波調査						
Q10_4 犯罪者を罰することで、被害者に代わって仕返しをする	1 反対する	261	22.64			
	2 どちらかといえば反対する	240	20.82			
	3 どちらともいえない	426	36.95			
	4 どちらかといえば賛成する	172	14.92			
	5 賛成する	54	4.68			
	合計		1,153	100.00	2.83	1.15
	無回答	7				
Q10_5 犯罪者に、罪人というレッテルをはることで、その社会で面目を失わせる	1 反対する	193	17.56			
	2 どちらかといえば反対する	288	26.21			
	3 どちらともいえない	455	41.40			
	4 どちらかといえば賛成する	114	10.37			
	5 賛成する	49	4.46			
	合計		1,099	100.00	2.58 ^{ns}	1.04
	無回答	10				

表-9 刑罰を科す目的 (続)

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q10_5 犯罪者に、罪人というレッテルをはることで、その社会で面目を失わせる	1 反対する	336	29.14			
	2 どちらかといえば反対する	223	19.34			
	3 どちらともいえない	342	29.66			
	4 どちらかといえば賛成する	147	12.75			
	5 賛成する	105	9.11			
	合計		1,153	100.00	2.55	1.02
	無回答	7				
Q10_6 犯罪者を罰することで、社会のルールを人々が再確認する	1 反対する	14	1.28			
	2 どちらかといえば反対する	20	1.82			
	3 どちらともいえない	222	20.22			
	4 どちらかといえば賛成する	472	42.99			
	5 賛成する	370	33.70			
	合計		1,098	100.00	4.06 ^{ns}	0.85
	無回答	11				
参考：第1波調査						
Q10_6 犯罪者を罰することで、社会のルールを人々が再確認する	1 反対する	13	1.13			
	2 どちらかといえば反対する	24	2.09			
	3 どちらともいえない	229	19.90			
	4 どちらかといえば賛成する	487	42.31			
	5 賛成する	398	34.58			
	合計		1,151	100.00	4.07	0.85
	無回答	9				
Q10_7 犯罪者を刑務所に入れておいて、犯罪者が犯罪を行えないようにする	1 反対する	24	2.19			
	2 どちらかといえば反対する	49	4.46			
	3 どちらともいえない	330	30.05			
	4 どちらかといえば賛成する	379	34.52			
	5 賛成する	316	28.78			
	合計		1,098	100.00	3.83 ^{ns}	0.97
	無回答	11				
参考：第1波調査						
Q10_7 犯罪者を刑務所に入れておいて、犯罪者が犯罪を行えないようにする	1 反対する	36	3.13			
	2 どちらかといえば反対する	61	5.30			
	3 どちらともいえない	340	29.54			
	4 どちらかといえば賛成する	393	34.14			
	5 賛成する	321	27.89			
	合計		1,151	100.00	3.78	1.01
	無回答	9				

7. 刑事司法に対する態度 (2)

ここでは、5. 刑事司法に対する態度(1)で述べたQ9に加えて、Q11_1からQ11_7までの7問で、死刑、裁判所、警察、刑事弁護など刑事司法に関するいくつかのことがらを尋ねている。結果については表-10を参照されたい。

表-10 刑事司法に対する態度 (2)

あなたは、日本の刑事裁判制度についてどのように思いますか。以下の(1)から(7)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q11_1 死刑は廃止すべきだ	1 そう思わない	538	48.69	1.95 ^{ns}	1.11
	2 どちらかといえばそう思わない	214	19.37		
	3 どちらともいえない	261	23.62		
	4 どちらかといえばそう思う	55	4.98		
	5 そう思う	37	3.35		
	合計	1,105	100.00		
	無回答	4			
参考：第1波調査					
Q11_1 死刑は廃止すべきだ	1 そう思わない	567	49.13	1.98	1.15
	2 どちらかといえばそう思わない	212	18.37		
	3 どちらともいえない	259	22.44		
	4 どちらかといえばそう思う	67	5.81		
	5 そう思う	49	4.25		
	合計	1,154	100.00		
	無回答	6			
Q11_2 犯罪者の人権は尊重されている	1 そう思わない	35	3.18	3.34**	0.91
	2 どちらかといえばそう思わない	107	9.72		
	3 どちらともいえない	527	47.87		
	4 どちらかといえばそう思う	313	28.43		
	5 そう思う	119	10.81		
	合計	1,101	100.00		
	無回答	8			
参考：第1波調査					
Q11_2 犯罪者の人権は尊重されている	1 そう思わない	31	2.69	3.47	0.95
	2 どちらかといえばそう思わない	100	8.69		
	3 どちらともいえない	497	43.18		
	4 どちらかといえばそう思う	341	29.63		
	5 そう思う	182	15.81		
	合計	1,151	100.00		
	無回答	9			
Q11_3 裁判所は犯罪者に甘すぎる	1 そう思わない	41	3.72	3.34**	0.93
	2 どちらかといえばそう思わない	85	7.71		
	3 どちらともいえない	575	52.18		
	4 どちらかといえばそう思う	260	23.59		
	5 そう思う	141	12.79		
	合計	1,102	100.00		
	無回答	7			
参考：第1波調査					
Q11_3 裁判所は犯罪者に甘すぎる	1 そう思わない	46	3.99	3.51	0.99
	2 どちらかといえばそう思わない	64	5.55		
	3 どちらともいえない	521	45.19		
	4 どちらかといえばそう思う	301	26.11		
	5 そう思う	221	19.17		
	合計	1,153	100.00		
	無回答	7			

表-10 刑事司法に対する態度（2）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q11.4 警察に捕まらない犯罪者が多すぎる	1 そう思わない	9	0.82		
	2 どちらかといえばそう思わない	63	5.71		
	3 どちらともいえない	276	25.02		
	4 どちらかといえばそう思う	428	38.80		
	5 そう思う	327	29.65		
	合計		1,103	100.00	3.91**
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q11.4 警察に捕まらない犯罪者が多すぎる	1 そう思わない	20	1.73		
	2 どちらかといえばそう思わない	46	3.99		
	3 どちらともいえない	236	20.47		
	4 どちらかといえばそう思う	427	37.03		
	5 そう思う	424	36.77		
	合計		1,153	100.00	4.03
	無回答	7			
Q11.5 弁護士は、金のために被告人の弁護をしている	1 そう思わない	89	8.11		
	2 どちらかといえばそう思わない	141	12.84		
	3 どちらともいえない	480	43.72		
	4 どちらかといえばそう思う	243	22.13		
	5 そう思う	145	13.21		
	合計		1,098	100.00	3.19†
	無回答	11			
参考：第1波調査					
Q11.5 弁護士は、金のために被告人の弁護をしている	1 そう思わない	68	5.89		
	2 どちらかといえばそう思わない	147	12.73		
	3 どちらともいえない	503	43.55		
	4 どちらかといえばそう思う	269	23.29		
	5 そう思う	168	14.55		
	合計		1,155	100.00	3.28
	無回答	5			
Q11.6 死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている	1 そう思わない	93	8.45		
	2 どちらかといえばそう思わない	132	12.00		
	3 どちらともいえない	343	31.18		
	4 どちらかといえばそう思う	287	26.09		
	5 そう思う	245	22.27		
	合計		1,100	100.00	3.42 ^{†,s}
	無回答	9			
参考：第1波調査					
Q11.6 死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている	1 そう思わない	98	8.48		
	2 どちらかといえばそう思わない	117	10.13		
	3 どちらともいえない	361	31.26		
	4 どちらかといえばそう思う	283	24.50		
	5 そう思う	296	25.63		
	合計		1,155	100.00	3.49
	無回答	5			

表-10 刑事司法に対する態度（2）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q11.7 被害者の人権は尊重されている	1 そう思わない	253	23.04		
	2 どちらかといえばそう思わない	309	28.14		
	3 どちらともいえない	404	36.79		
	4 どちらかといえばそう思う	99	9.02		
	5 そう思う	33	3.01		
	合計	1,098	100.00	2.41*	1.03
	無回答	11			
参考：第1波調査					
Q11.7 被害者の人権は尊重されている	1 そう思わない	311	27.02		
	2 どちらかといえばそう思わない	347	30.15		
	3 どちらともいえない	361	31.36		
	4 どちらかといえばそう思う	85	7.38		
	5 そう思う	47	4.08		
	合計	1,151	100.00	2.31	1.07
	無回答	9			

8. 日本の警察の取り締まりの厳しさ

Q12では、日本の警察の取り締まりの厳しさを尋ねている⁽¹³⁾。結果は表-11を参照されたい。

表-11 警察の取り締まりの厳しさの評価

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q12 日本の警察の犯罪取り締まりは厳しいと思いますか。(○は1つ)	1 厳しくない	86	7.81		
	2 どちらかといえば厳しくない	269	24.43		
	3 どちらともいえない	574	52.13		
	4 どちらかといえば厳しい	160	14.53		
	5 厳しい	12	1.09		
	合計	1,101	100.00	2.77	0.83
	無回答	8			

9. 刑事司法に対する態度（3）

Q13では、手続保障の大きな柱の一つである、違法収集証拠の取扱いの問題について独立した設問で尋ねている。結果は表-12の通りである。

表-12 刑事司法に対する態度（3）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q13 警察官に強制されて犯人が自白しました。その自白に基づいて新たな証拠が発見されました。その新証拠が犯罪の立証に必要なものである場合、裁判で用いてもよいと思いますか、用いるべきではないと思いますか。(○は1つ)	1 用いるべきではない	39	3.54		
	2 どちらかといえば用いるべきではない	74	6.72		
	3 どちらともいえない	221	20.05		
	4 どちらかといえば用いてよい	412	37.39		
	5 用いてよい	356	32.30		
	合計		1,102	100.00	3.88 ^{ns}
	無回答	7			
参考：第1波調査					
Q13 警察官に強制されて犯人が自白しました。その自白に基づいて新たな証拠が発見されました。その新証拠が犯罪の立証に必要なものである場合、裁判で用いてもよいと思いますか、用いるべきではないと思いますか。(○は1つ)	1 用いるべきではない	39	3.40		
	2 どちらかといえば用いるべきではない	60	5.23		
	3 どちらともいえない	225	19.60		
	4 どちらかといえば用いてよい	419	36.50		
	5 用いてよい	405	35.28		
	合計		1,148	100.00	3.95
	無回答	12			

10. 裁判員制度についての知識と関心

Q14、Q14no2、Q14no3の3問は、裁判員制度についての知識と関心を尋ねている。結果は表-13の通りである。なお、第2波の調査は裁判員裁判導入後に行われているので、第1波調査票と設問のワーディングが若干異なる部分がある。

表-13 裁判員制度についての知識と関心

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q14 この調査票を見る前からあなたは「裁判員」という言葉を知っていましたか。(○は1つ)	1 知っていた	1,088	98.28
	2 知らなかった	19	1.72
	合計	1,107	100.00
	無回答	2	

表-13 裁判員制度についての知識と関心 (続)

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%			
Q14 まもなく裁判員による裁判が導入されます。この調査票を見る前からあなたは「裁判員」という言葉を知っていましたか。(○は1つ)	1 知っていた	1,021	88.55			
	2 知らなかった	132	11.45			
	合計	1,153	100.00			
	無回答	7				
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q14no2 裁判員による裁判の概要をご存知ですか。(○は1つ)	1 知らない	158	14.56			
	2 あまり知らない	454	41.84			
	3 ある程度知っている	406	37.42			
	4 知っている	56	5.16			
	5 よく知っている	11	1.01			
	合計	1,085	100.00	2.36**	0.83	
	非該当	21				
	無回答	3				
参考：第1波調査						
Q14no2 裁判員による裁判の内容をご存知ですか。(○は1つ)	1 知らない	206	20.26			
	2 あまり知らない	448	44.05			
	3 ある程度知っている	325	31.96			
	4 知っている	36	3.54			
	5 よく知っている	2	0.20			
	合計	1,017	100.00	2.19	0.80	
	非該当	139				
	無回答	4				
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q14no3 裁判員による裁判についてもっと知りたいと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 そう思わない	106	9.78			
	2 どちらかといえばそう思わない	167	15.41			
	3 どちらともいえない	457	42.16			
	4 どちらかといえばそう思う	270	24.91			
	5 そう思う	84	7.75			
	合計	1,084	100.00	3.05**	1.05	
	非該当	21				
	無回答	4				
参考：第1波調査						
Q14no3 裁判員による裁判についてもっと知りたいと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 そう思わない	64	6.32			
	2 どちらかといえばそう思わない	94	9.28			
	3 どちらともいえない	331	32.68			
	4 どちらかといえばそう思う	351	34.65			
	5 そう思う	173	17.08			
	合計	1,013	100.00	3.47	1.08	
	非該当	139				
	無回答	8				

11. 裁判員による裁判にふさわしい事件

Q15A_1から Q15A_3までの設問群では、3つのタイプの仮想的事件

について裁判員による裁判にどの程度ふさわしいかを5点尺度で尋ねている。ここでは、Q15A_1からQ15A_3のそれぞれの設問について、調査票によって事件のタイプを操作する、要因計画法によっている。リサーチデザインの詳細な説明は、松村(2010:74-75)にある。ここではリサーチデザインについて簡単に説明するにとどめる。

Q15A_1が操作する要因は、強盗殺人事件か強姦事件と被告人が成人か少年かであり、2要因2水準の要因計画の設計になっている。

Q15A_2が操作する要因は、多額の収賄事件か大規模な選挙違反事件かと被告人が政治家か公務員かであり、同じく2要因2水準の要因計画の設計になっている。

Q15A_3が操作する要因は、公害事件か大規模詐欺事件かと、民事事件(損害賠償)か刑事事件かであり、同じく2要因2水準の要因計画の設計になっている。

確認のために要因計画を表の形にしめす(表-14)。

事件群ごとに分けて、基本統計量と度数分布を示せば、表-15の通りである。

表-14 Q15A (裁判員による裁判にふさわしい事件) の要因計画

バージョン	Q15A_1	Q15A_2	Q15A_3
AB	少年強盗殺人	政治家収賄	公害刑事裁判
CD	少年強姦	政治家選挙違反	大規模詐欺刑事裁判
EF	成人強盗殺人	公務員収賄	公害民事裁判(損害賠償)
GH	成人強姦	公務員選挙違反	大規模詐欺民事裁判(損害賠償)

表-15 裁判員による裁判にふさわしい事件

以下の事件(1)から事件(3)までのそれぞれの事件について、裁判員による裁判にふさわしいと思いますか、ふさわしくないと考えますか。事件(1)から事件(3)のそれぞれについてお答え下さい。(それぞれ○は1つずつ)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q15A_1 17歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件(ABバージョン)	1 ふさわしくない	34	12.45		
	2 どちらかといえばふさわしくない	45	16.48		
	3 どちらともいえない	85	31.14		
	4 どちらかといえばふさわしい	59	21.61		
	5 ふさわしい	50	18.32		
	合計	273	100.00	3.17 ^{ns}	1.26
	無回答	3			

表-15 裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q15A_1 17歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件 (ABバージョン)	1 ふさわしくない	37	11.97			
	2 どちらかといえばふさわしくない	48	15.53			
	3 どちらともいえない	80	25.89			
	4 どちらかといえばふさわしい	68	22.01			
	5 ふさわしい	76	24.60			
	合計	309	100.00	3.32	1.32	
	無回答	3				
Q15A_1 17歳の男性が、女性を強姦した事件(CDバージョン)	1 ふさわしくない	43	16.41			
	2 どちらかといえばふさわしくない	40	15.27			
	3 どちらともいえない	73	27.86			
	4 どちらかといえばふさわしい	51	19.47			
	5 ふさわしい	55	20.99			
	合計	262	100.00	3.13 ^{ns}	1.35	
	無回答	5				
参考：第1波調査						
Q15A_1 17歳の男性が、女性を強姦した事件(CDバージョン)	1 ふさわしくない	44	16.42			
	2 どちらかといえばふさわしくない	34	12.69			
	3 どちらともいえない	81	30.22			
	4 どちらかといえばふさわしい	60	22.39			
	5 ふさわしい	49	18.28			
	合計	268	100.00	3.13	1.31	
	無回答	1				
Q15A_1 25歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件 (EFバージョン)	1 ふさわしくない	38	13.82			
	2 どちらかといえばふさわしくない	52	18.91			
	3 どちらともいえない	61	22.18			
	4 どちらかといえばふさわしい	66	24.00			
	5 ふさわしい	58	21.09			
	合計	275	100.00	3.20 ^{ns}	1.34	
	無回答	3				
参考：第1波調査						
Q15A_1 25歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件 (EFバージョン)	1 ふさわしくない	50	17.67			
	2 どちらかといえばふさわしくない	40	14.13			
	3 どちらともいえない	73	25.80			
	4 どちらかといえばふさわしい	60	21.20			
	5 ふさわしい	60	21.20			
	合計	283	100.00	3.14	1.38	
	無回答	8				
Q15A_1 25歳の男性が、女性を強姦した事件(GHバージョン)	1 ふさわしくない	41	14.44			
	2 どちらかといえばふさわしくない	47	16.55			
	3 どちらともいえない	75	26.41			
	4 どちらかといえばふさわしい	76	26.76			
	5 ふさわしい	45	15.85			
	合計	284	100.00	3.13 ^{ns}	1.28	
	無回答	4				

表-15 裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q15A_1 25歳の男性が、女性を強姦した事件(GH ヴァージョン)	1 ふさわしくない	36	12.72			
	2 どちらかといえばふさわしくない	39	13.78			
	3 どちらともいえない	81	28.62			
	4 どちらかといえばふさわしい	67	23.67			
	5 ふさわしい	60	21.20			
	合計		283	100.00	3.27	1.29
	無回答	5				
Q15A_2 政治家が業者から多額の賄賂をもらった事件(AB ヴァージョン)	1 ふさわしくない	36	13.24			
	2 どちらかといえばふさわしくない	38	13.97			
	3 どちらともいえない	61	22.43			
	4 どちらかといえばふさわしい	58	21.32			
	5 ふさわしい	79	29.04			
	合計		272	100.00	3.39 [†]	1.38
	無回答	4				
参考：第1波調査						
Q15A_2 政治家が業者から多額の賄賂をもらった事件(AB ヴァージョン)	1 ふさわしくない	37	11.97			
	2 どちらかといえばふさわしくない	30	9.71			
	3 どちらともいえない	60	19.42			
	4 どちらかといえばふさわしい	75	24.27			
	5 ふさわしい	107	34.63			
	合計		309	100.00	3.60	1.36
	無回答	3				
Q15A_2 政治家の大規模な選挙違反事件(CD ヴァージョン)	1 ふさわしくない	33	12.60			
	2 どちらかといえばふさわしくない	38	14.50			
	3 どちらともいえない	65	24.81			
	4 どちらかといえばふさわしい	52	19.85			
	5 ふさわしい	74	28.24			
	合計		262	100.00	3.37 ^{n.s.}	1.36
	無回答	5				
参考：第1波調査						
Q15A_2 政治家の大規模な選挙違反事件(CD ヴァージョン)	1 ふさわしくない	37	13.81			
	2 どちらかといえばふさわしくない	36	13.43			
	3 どちらともいえない	75	27.99			
	4 どちらかといえばふさわしい	52	19.40			
	5 ふさわしい	68	25.37			
	合計		268	100.00	3.29	1.35
	無回答	1				
Q15A_2 公務員が業者から多額の賄賂をもらった事件(EF ヴァージョン)	1 ふさわしくない	31	11.27			
	2 どちらかといえばふさわしくない	35	12.73			
	3 どちらともいえない	68	24.73			
	4 どちらかといえばふさわしい	73	26.55			
	5 ふさわしい	68	24.73			
	合計		275	100.00	3.41 ^{n.s.}	1.29
	無回答	3				

表-15 裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q15A_2 公務員が業者から多額の賄賂をもらった事件 (EFバージョン)	1 ふさわしくない	35	12.37			
	2 どちらかといえばふさわしくない	27	9.54			
	3 どちらともいえない	77	27.21			
	4 どちらかといえばふさわしい	86	30.39			
	5 ふさわしい	58	20.49			
	合計		283	100.00	3.37	1.26
	無回答	8				
Q15A_2 公務員の大規模な選挙違反事件 (GHバージョン)	1 ふさわしくない	34	12.01			
	2 どちらかといえばふさわしくない	34	12.01			
	3 どちらともいえない	92	32.51			
	4 どちらかといえばふさわしい	69	24.38			
	5 ふさわしい	54	19.08			
	合計		283	100.00	3.27 ^{ns}	1.24
	無回答	5				
参考：第1波調査						
Q15A_2 公務員の大規模な選挙違反事件 (GHバージョン)	1 ふさわしくない	28	9.86			
	2 どちらかといえばふさわしくない	42	14.79			
	3 どちらともいえない	78	27.46			
	4 どちらかといえばふさわしい	56	19.72			
	5 ふさわしい	80	28.17			
	合計		284	100.00	3.42	1.30
	無回答	4				
Q15A_3 大きな被害を起した公害企業の責任者の刑事裁判 (ABバージョン)	1 ふさわしくない	32	11.72			
	2 どちらかといえばふさわしくない	39	14.29			
	3 どちらともいえない	80	29.30			
	4 どちらかといえばふさわしい	52	19.05			
	5 ふさわしい	70	25.64			
	合計		273	100.00	3.33 ^{ns}	1.31
	無回答	3				
参考：第1波調査						
Q15A_3 大きな被害を起した公害企業の責任者の刑事裁判 (ABバージョン)	1 ふさわしくない	37	11.97			
	2 どちらかといえばふさわしくない	43	13.92			
	3 どちらともいえない	70	22.65			
	4 どちらかといえばふさわしい	72	23.30			
	5 ふさわしい	87	28.16			
	合計		309	100.00	3.42	1.35
	無回答	3				
Q15A_3 多額のお金をだまし取った詐欺事件の刑事裁判 (CDバージョン)	1 ふさわしくない	22	8.40			
	2 どちらかといえばふさわしくない	23	8.78			
	3 どちらともいえない	61	23.28			
	4 どちらかといえばふさわしい	79	30.15			
	5 ふさわしい	77	29.39			
	合計		262	100.00	3.63 ^{ns}	1.23
	無回答	5				

表-15 裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q15A_3 多額のお金をだまし取った詐欺事件の刑事裁判（CDバージョン）	1 ふさわしくない	27	10.07			
	2 どちらかといえばふさわしくない	22	8.21			
	3 どちらともいえない	83	30.97			
	4 どちらかといえばふさわしい	71	26.49			
	5 ふさわしい	65	24.25			
	合計		268	100.00	3.47	1.23
	無回答	1				
Q15A_3 大きな被害を受けた公害被害者が賠償を求める民事裁判（EFバージョン）	1 ふさわしくない	53	19.27			
	2 どちらかといえばふさわしくない	41	14.91			
	3 どちらともいえない	70	25.45			
	4 どちらかといえばふさわしい	61	22.18			
	5 ふさわしい	50	18.18			
	合計		275	100.00	3.05 ^{ns}	1.37
	無回答	3				
参考：第1波調査						
Q15A_3 大きな被害を受けた公害被害者が賠償を求める民事裁判（EFバージョン）	1 ふさわしくない	44	15.55			
	2 どちらかといえばふさわしくない	32	11.31			
	3 どちらともいえない	85	30.04			
	4 どちらかといえばふさわしい	68	24.03			
	5 ふさわしい	54	19.08			
	合計		283	100.00	3.20	1.31
	無回答	8				
Q15A_3 多額のお金をだまし取られた被害者が賠償を求める民事裁判（GHバージョン）	1 ふさわしくない	37	13.07			
	2 どちらかといえばふさわしくない	40	14.13			
	3 どちらともいえない	83	29.33			
	4 どちらかといえばふさわしい	69	24.38			
	5 ふさわしい	54	19.08			
	合計		283	100.00	3.22 ^{ns}	1.28
	無回答	5				
参考：第1波調査						
Q15A_3 多額のお金をだまし取られた被害者が賠償を求める民事裁判（GHバージョン）	1 ふさわしくない	36	12.72			
	2 どちらかといえばふさわしくない	40	14.13			
	3 どちらともいえない	86	30.39			
	4 どちらかといえばふさわしい	70	24.73			
	5 ふさわしい	51	18.02			
	合計		283	100.00	3.21	1.26
	無回答	5				

Q15B ではそれぞれの事件について、法律によれば裁判員による裁判に付せられる事件かどうかの知識を尋ねている。ここでも、結果は、事件群ごとに分けて、基本統計量と度数分布を示している（表-16）。

表-16 裁判員制度の対象となっている事件

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(ABバージョン)	1 事件(1)	227	85.66
	2 事件(2)	54	20.38
	3 事件(3)	45	16.98
	回答者数	265	
	無回答	11	
参考：第1波調査			
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(ABバージョン)	1 事件(1)	195	68.42
	2 事件(2)	117	41.05
	3 事件(3)	116	40.70
	回答者数	285	
	無回答	27	
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(CDバージョン)	1 事件(1)	170	69.11
	2 事件(2)	39	15.85
	3 事件(3)	138	56.10
	回答者数	246	
	無回答	21	
参考：第1波調査			
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(CDバージョン)	1 事件(1)	149	59.13
	2 事件(2)	96	38.10
	3 事件(3)	144	57.14
	回答者数	252	
	無回答	17	
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(EFバージョン)	1 事件(1)	229	87.74
	2 事件(2)	78	29.89
	3 事件(3)	40	15.33
	回答者数	261	
	無回答	17	

表-16 裁判員制度の対象となっている事件（続）

参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(EFバージョン)	1 事件(1)	184	67.15
	2 事件(2)	115	41.97
	3 事件(3)	102	37.23
	回答者数	274	
	無回答	17	
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(GHバージョン)	1 事件(1)	233	84.42
	2 事件(2)	67	24.28
	3 事件(3)	66	23.91
	回答者数	276	
	無回答	12	
参考：第1波調査			
Q15B 問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(GHバージョン)	1 事件(1)	176	65.67
	2 事件(2)	126	47.01
	3 事件(3)	95	35.45
	回答者数	268	
	無回答	20	

12. 裁判にかかる時間と辞退事由

Q16からQ18までの設問群は、裁判にかかる時間の問題と辞退事由について尋ねている。結果は表-17を参照されたい（なお、Q18は複数選択可能な設問である）。

表-17 裁判にかかる時間と辞退理由

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q16 裁判員は、何日間ぐらい裁判所に行かなければならないものだと思いますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	1 1日程度	10	0.91
	2 2日程度	22	2.01
	3 3日程度	199	18.14
	4 4日程度	67	6.11
	5 5日程度	230	20.97
	6 10日程度	189	17.23
	7 1ヶ月程度	63	5.74
	8 1ヶ月より長い	30	2.73
	9 わからない	287	26.16
合計		1,097	100.00
無回答		12	
参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q16 裁判員は、何日間ぐらい裁判所に行かなければならないものだと思いますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	1 1日程度	48	4.19
	2 2日程度	54	4.71
	3 3日程度	179	15.62
	4 4日程度	42	3.66
	5 5日程度	178	15.53
	6 10日程度	142	12.39
	7 1ヶ月程度	83	7.24
	8 1ヶ月より長い	28	2.44
	9 わからない	392	34.21
合計		1,146	100.00
無回答		14	
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q17 もしあなたが裁判員になったら、何日間ぐらいなら裁判所に行くことができますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	0 0日(まったく行くことができない)	182	16.53
	1 1日程度	123	11.17
	2 2日程度	129	11.72
	3 3日程度	177	16.08
	4 4日程度	31	2.82
	5 5日程度	138	12.53
	6 10日程度	75	6.81
	7 1ヶ月程度	12	1.09
	8 1ヶ月より長い	4	0.36
9 わからない	230	20.89	
合計		1,101	100.00
無回答		8	

表-17 裁判にかかる時間と辞退理由（続）

参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q17 もしあなたが裁判員になったら、何日間ぐらいなら裁判所に行くことができますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	0 0日(まったく行くことができない)	165	14.36
	1 1日程度	160	13.93
	2 2日程度	126	10.97
	3 3日程度	168	14.62
	4 4日程度	26	2.26
	5 5日程度	115	10.01
	6 10日程度	75	6.53
	7 1ヶ月程度	25	2.18
	8 1ヶ月より長い	9	0.78
	9 わからない	280	24.37
合計		1,149	100.00
無回答		11	
参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q18 裁判員は辞退できると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 辞退できない	46	4.17
	2 理由があれば辞退できる	886	80.25
	3 自由に辞退できる	75	6.79
	4 わからない	97	8.79
合計		1,104	100.00
無回答		5	
参考：第1波調査			
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q18 裁判員は辞退できると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 辞退できない	114	9.90
	2 理由があれば辞退できる	755	65.60
	3 自由に辞退できる	128	11.12
	4 わからない	154	13.38
合計		1,151	100.00
無回答		9	
Q18no2 2と答えた方にお聞きします。どのような理由であれば辞退できると思いますか。(○はいくつでも)	1 仕事で忙しい場合	243	27.43
	2 法律にくわしくない場合	72	8.13
	3 高齢者	426	48.08
	4 家族の介護	607	68.51
	5 学生	119	13.43
	6 主婦・主夫	28	3.16
	7 病気やケガ	798	90.07
	8 その他	86	9.71
	9 わからない	12	1.35
有効回答者数		886	
非該当		223	

表－17 裁判にかかる時間と辞退理由（続）

参考：第1波調査				
質問文	選択肢	度数(人)	%	
Q18no2 2と答えた方にお聞きします。どのような理由であれば辞退できると思いますか。(〇はいくつでも)	1 仕事で忙しい場合	193	25.56	
	2 法律にくわしくない場合	113	14.97	
	3 高齢者	324	42.91	
	4 家族の介護	499	66.09	
	5 学生	109	14.44	
	6 主婦・主夫	24	3.18	
	7 病気やケガ	659	87.28	
	8 その他	85	11.26	
	9 わからない	9	1.19	
有効回答者数		755		
非該当		405		

13. 裁判員制度の評価（1）

Q19_1からQ19_13までの13問の設問群では、裁判員による裁判に対する意見、評価、予測（認知）をさまざまな側面から尋ねている。結果は表－18の通りである。

表－18 裁判員制度の評価（1）

裁判員による裁判に対しては、様々な期待と不安が表明されています。あなたは裁判員による裁判（有権者からくじで選ばれた裁判員が裁判官と一緒に行う裁判）について、どのように思いますか。以下の(1)から(3)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ〇は1つずつ)						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q19_1 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より望ましい	1 そう思わない	108	9.80			
	2 どちらかといえばそう思わない	155	14.07			
	3 どちらともいえない	435	39.47			
	4 どちらかといえばそう思う	279	25.32			
	5 そう思う	125	11.34			
	合計		1,102	100.00	3.14 ^{ns}	1.11
無回答		7				
参考：第1波調査						
Q19_1 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より望ましい	1 そう思わない	128	11.10			
	2 どちらかといえばそう思わない	116	10.06			
	3 どちらともいえない	529	45.88			
	4 どちらかといえばそう思う	260	22.55			
	5 そう思う	120	10.41			
	合計		1,153	100.00	3.11	1.08
無回答		7				
Q19_2 裁判員による裁判が導入されると裁判がわかりやすいものになる	1 そう思わない	86	7.80			
	2 どちらかといえばそう思わない	111	10.07			
	3 どちらともいえない	390	35.39			
	4 どちらかといえばそう思う	412	37.39			
	5 そう思う	103	9.35			
	合計		1,102	100.00	3.30 ^{ns}	1.03
無回答		7				

表-18 裁判員制度の評価（1）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q19_2 裁判員による 裁判が導入されると裁 判がわかりやすいもの になる	1 そう思わない	88	7.63			
	2 どちらかといえばそう思わない	104	9.02			
	3 どちらともいえない	395	34.26			
	4 どちらかといえばそう思う	432	37.47			
	5 そう思う	134	11.62			
	合計		1,153	100.00	3.36	1.05
	無回答	7				
Q19_3 裁判員による 裁判はマスコミや世論 に影響される	1 そう思わない	43	3.91			
	2 どちらかといえばそう思わない	73	6.64			
	3 どちらともいえない	296	26.91			
	4 どちらかといえばそう思う	509	46.27			
	5 そう思う	179	16.27			
	合計		1,100	100.00	3.64**	0.96
	無回答	9				
参考：第1波調査						
Q19_3 裁判員による 裁判はマスコミや世論 に影響される	1 そう思わない	39	3.39			
	2 どちらかといえばそう思わない	54	4.69			
	3 どちらともいえない	267	23.20			
	4 どちらかといえばそう思う	524	45.53			
	5 そう思う	267	23.20			
	合計		1,151	100.00	3.80	0.96
	無回答	9				
Q19_4 裁判員による 裁判の導入によって、 裁判が信頼できないも のになる	1 そう思わない	176	15.97			
	2 どちらかといえばそう思わない	313	28.40			
	3 どちらともいえない	475	43.10			
	4 どちらかといえばそう思う	110	9.98			
	5 そう思う	28	2.54			
	合計		1,102	100.00	2.55**	0.96
	無回答	7				
参考：第1波調査						
Q19_4 裁判員による 裁判の導入によって、 裁判が信頼できないも のになる	1 そう思わない	113	9.81			
	2 どちらかといえばそう思わない	224	19.44			
	3 どちらともいえない	603	52.34			
	4 どちらかといえばそう思う	156	13.54			
	5 そう思う	56	4.86			
	合計		1,152	100.00	2.84	0.95
	無回答	8				
Q19_5 裁判員による 裁判は職業裁判官のみ による裁判より民主主 義の原理にかってい る	1 そう思わない	60	5.45			
	2 どちらかといえばそう思わない	105	9.54			
	3 どちらともいえない	546	49.59			
	4 どちらかといえばそう思う	313	28.43			
	5 そう思う	77	6.99			
	合計		1,101	100.00	3.22 [†]	0.91
	無回答	8				

表-18 裁判員制度の評価（1）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q19_5 裁判員による 裁判は職業裁判官のみ による裁判より民主主 義の原理にかなってい る	1 そう思わない	68	5.90			
	2 どちらかといえばそう思わない	86	7.47			
	3 どちらともいえない	547	47.48			
	4 どちらかといえばそう思う	350	30.38			
	5 そう思う	101	8.77			
	合計		1,152	100.00	3.29	0.94
	無回答	8				
Q19_6 多くの国民は 裁判員の経験をしてみ たいと思っている	1 そう思わない	438	39.75			
	2 どちらかといえばそう思わない	364	33.03			
	3 どちらともいえない	265	24.05			
	4 どちらかといえばそう思う	28	2.54			
	5 そう思う	7	0.64			
	合計		1,102	100.00	1.91**	0.89
	無回答	7				
参考：第1波調査						
Q19_6 多くの国民は 裁判員の経験をしてみ たいと思っている	1 そう思わない	362	31.40			
	2 どちらかといえばそう思わない	355	30.79			
	3 どちらともいえない	367	31.83			
	4 どちらかといえばそう思う	50	4.34			
	5 そう思う	19	1.65			
	合計		1,153	100.00	2.14	0.97
	無回答	7				
Q19_7 理由なく裁判 員になることを拒む人 には刑罰を科すべきだ	1 そう思わない	727	66.15			
	2 どちらかといえばそう思わない	197	17.93			
	3 どちらともいえない	152	13.83			
	4 どちらかといえばそう思う	14	1.27			
	5 そう思う	9	0.82			
	合計		1,099	100.00	1.53 ^{ns}	0.84
	無回答	10				
参考：第1波調査						
Q19_7 理由なく裁判 員になることを拒む人 には刑罰を科すべきだ	1 そう思わない	738	64.01			
	2 どちらかといえばそう思わない	202	17.52			
	3 どちらともいえない	185	16.05			
	4 どちらかといえばそう思う	20	1.73			
	5 そう思う	8	0.69			
	合計		1,153	100.00	1.58	0.87
	無回答	7				
Q19_8 裁判員による 裁判が導入されると裁 判が身近なものになる	1 そう思わない	89	8.07			
	2 どちらかといえばそう思わない	99	8.98			
	3 どちらともいえない	270	24.48			
	4 どちらかといえばそう思う	476	43.16			
	5 そう思う	169	15.32			
	合計		1,103	100.00	3.49 [†]	1.11
	無回答	6				

表-18 裁判員制度の評価（1）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q19_8 裁判員による裁判が導入されると裁判が身近なものになる	1 そう思わない	82	7.11			
	2 どちらかといえばそう思わない	78	6.76			
	3 どちらともいえない	293	25.41			
	4 どちらかといえばそう思う	497	43.10			
	5 そう思う	203	17.61			
	合計		1,153	100.00	3.57	1.08
	無回答	7				
Q19_9 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、同じような事件でも刑罰の重さがばらつく	1 そう思わない	45	4.08			
	2 どちらかといえばそう思わない	77	6.99			
	3 どちらともいえない	375	34.03			
	4 どちらかといえばそう思う	442	40.11			
	5 そう思う	163	14.79			
	合計		1,102	100.00	3.55**	0.96
	無回答	7				
参考：第1波調査						
Q19_9 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、同じような事件でも刑罰の重さがばらつく	1 そう思わない	29	2.51			
	2 どちらかといえばそう思わない	48	4.16			
	3 どちらともいえない	331	28.68			
	4 どちらかといえばそう思う	530	45.93			
	5 そう思う	216	18.72			
	合計		1,154	100.00	3.74	0.90
	無回答	6				
Q19_10 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より人を公正に裁く	1 そう思わない	94	8.54			
	2 どちらかといえばそう思わない	150	13.62			
	3 どちらともいえない	638	57.95			
	4 どちらかといえばそう思う	171	15.53			
	5 そう思う	48	4.36			
	合計		1,101	100.00	2.94 ^{ns}	0.90
	無回答	8				
参考：第1波調査						
Q19_10 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より人を公正に裁く	1 そう思わない	116	10.07			
	2 どちらかといえばそう思わない	148	12.85			
	3 どちらともいえない	662	57.47			
	4 どちらかといえばそう思う	175	15.19			
	5 そう思う	51	4.43			
	合計		1,152	100.00	2.91	0.92
	無回答	8				
Q19_11 裁判員による裁判では真実を発見することができない	1 そう思わない	147	13.36			
	2 どちらかといえばそう思わない	274	24.91			
	3 どちらともいえない	530	48.18			
	4 どちらかといえばそう思う	107	9.73			
	5 そう思う	42	3.82			
	合計		1,100	100.00	2.66**	0.96
	無回答	9				

表-18 裁判員制度の評価（1）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q19_11 裁判員による裁判では真実を発見することができるできない	1 そう思わない	114	9.89			
	2 どちらかといえばそう思わない	216	18.73			
	3 どちらともいえない	622	53.95			
	4 どちらかといえばそう思う	146	12.66			
	5 そう思う	55	4.77			
	合計	1,153	100.00	2.84	0.94	
	無回答	7				
Q19_12 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する	1 そう思わない	56	5.08			
	2 どちらかといえばそう思わない	78	7.07			
	3 どちらともいえない	468	42.43			
	4 どちらかといえばそう思う	393	35.63			
	5 そう思う	108	9.79			
	合計	1,103	100.00	3.38*	0.94	
	無回答	6				
参考：第1波調査						
Q19_12 裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する	1 そう思わない	48	4.16			
	2 どちらかといえばそう思わない	61	5.28			
	3 どちらともいえない	485	41.99			
	4 どちらかといえばそう思う	427	36.97			
	5 そう思う	134	11.60			
	合計	1,155	100.00	3.47	0.92	
	無回答	5				
Q19_13 裁判員による裁判は弁護士の能力によって結果が左右される	1 そう思わない	56	5.08			
	2 どちらかといえばそう思わない	106	9.62			
	3 どちらともいえない	491	44.56			
	4 どちらかといえばそう思う	329	29.85			
	5 そう思う	120	10.89			
	合計	1,102	100.00	3.32**	0.97	
	無回答	7				
参考：第1波調査						
Q19_13 裁判員による裁判は弁護士の能力によって結果が左右される	1 そう思わない	61	5.28			
	2 どちらかといえばそう思わない	73	6.32			
	3 どちらともいえない	467	40.43			
	4 どちらかといえばそう思う	401	34.72			
	5 そう思う	153	13.25			
	合計	1,155	100.00	3.44	0.98	
	無回答	5				

14. 裁判員制度の評価（2）

Q20_1からQ20_9までの9問の設問は、裁判員による裁判に対する評価のうち、特に一般人が裁判員になったとき、どのようなパターンの行動をするかについての予測と評価を行っている（自己評価ではなく他者についての評価である）。これらの設問は、裁判員制度の支持、不支持と強く結びつくと予想される設問であり、13. 裁判員制度の評価（1）と

区別して尋ねる意味がある（表-19参照）。

表-19 裁判員制度の評価（2）

あなたは有権者からくじで選ばれた裁判員はどのように判断しがちだと思いますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は1つずつ）					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q20_1 裁判員は、被告人の権利を尊重する	1 そう思わない	80	7.25		
	2 どちらかといえばそう思わない	173	15.68		
	3 どちらともいえない	606	54.94		
	4 どちらかといえばそう思う	196	17.77		
	5 そう思う	48	4.35		
	合計	1,103	100.00	2.96 ^{ns}	0.89
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q20_1 裁判員は、被告人の権利を尊重する	1 そう思わない	92	7.99		
	2 どちらかといえばそう思わない	237	20.59		
	3 どちらともいえない	580	50.39		
	4 どちらかといえばそう思う	171	14.86		
	5 そう思う	71	6.17		
	合計	1,151	100.00	2.91	0.96
	無回答	9			
Q20_2 裁判員は裁判官よりも重い刑を科そうとする	1 そう思わない	127	11.51		
	2 どちらかといえばそう思わない	264	23.93		
	3 どちらともいえない	531	48.14		
	4 どちらかといえばそう思う	145	13.15		
	5 そう思う	36	3.26		
	合計	1,103	100.00	2.73**	0.94
	無回答	6			
参考：第1波調査					
Q20_2 裁判員は裁判官よりも重い刑を科そうとする	1 そう思わない	90	7.81		
	2 どちらかといえばそう思わない	145	12.59		
	3 どちらともいえない	599	52.00		
	4 どちらかといえばそう思う	259	22.48		
	5 そう思う	59	5.12		
	合計	1,152	100.00	3.05	0.93
	無回答	8			
Q20_3 裁判員は無実の人を有罪にしがちだ	1 そう思わない	229	20.80		
	2 どちらかといえばそう思わない	280	25.43		
	3 どちらともいえない	507	46.05		
	4 どちらかといえばそう思う	75	6.81		
	5 そう思う	10	0.91		
	合計	1,101	100.00	2.42**	0.92
	無回答	8			

表-19 裁判員制度の評価(2)(続)

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q20_3 裁判員は無実の人を有罪にしがちだ	1 そう思わない	186	16.19			
	2 どちらかといえばそう思わない	197	17.15			
	3 どちらともいえない	612	53.26			
	4 どちらかといえばそう思う	121	10.53			
	5 そう思う	33	2.87			
	合計		1,149	100.00	2.67	0.96
	無回答	11				
Q20_4 裁判員は感情で判断をしがちだ	1 そう思わない	103	9.34			
	2 どちらかといえばそう思わない	142	12.87			
	3 どちらともいえない	335	30.37			
	4 どちらかといえばそう思う	418	37.90			
	5 そう思う	105	9.52			
	合計		1,103	100.00	3.25**	1.10
	無回答	6				
参考：第1波調査						
Q20_4 裁判員は感情で判断をしがちだ	1 そう思わない	82	7.11			
	2 どちらかといえばそう思わない	93	8.07			
	3 どちらともいえない	291	25.24			
	4 どちらかといえばそう思う	536	46.49			
	5 そう思う	151	13.10			
	合計		1,153	100.00	3.50	1.05
	無回答	7				
Q20_5 裁判員は、被害者の権利を尊重する	1 そう思わない	35	3.18			
	2 どちらかといえばそう思わない	46	4.18			
	3 どちらともいえない	430	39.09			
	4 どちらかといえばそう思う	453	41.18			
	5 そう思う	136	12.36			
	合計		1,100	100.00	3.55 [†]	0.88
	無回答	9				
参考：第1波調査						
Q20_5 裁判員は、被害者の権利を尊重する	1 そう思わない	39	3.38			
	2 どちらかといえばそう思わない	56	4.86			
	3 どちらともいえない	398	34.52			
	4 どちらかといえばそう思う	471	40.85			
	5 そう思う	189	16.39			
	合計		1,153	100.00	3.62	0.93
	無回答	7				
Q20_6 裁判員は死刑判決を出すのをためらう	1 そう思わない	40	3.63			
	2 どちらかといえばそう思わない	62	5.62			
	3 どちらともいえない	226	20.49			
	4 どちらかといえばそう思う	407	36.90			
	5 そう思う	368	33.36			
	合計		1,103	100.00	3.91**	1.04
	無回答	6				

表-19 裁判員制度の評価（2）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q20_6 裁判員は死刑判決を出すのをためらう	1 そう思わない	75	6.53			
	2 どちらかといえばそう思わない	81	7.06			
	3 どちらともいえない	354	30.84			
	4 どちらかといえばそう思う	355	30.92			
	5 そう思う	283	24.65			
	合計		1,148	100.00	3.60	1.13
	無回答	12				
Q20_7 裁判員は真犯人を無罪にしがちだ	1 そう思わない	193	17.56			
	2 どちらかといえばそう思わない	274	24.93			
	3 どちらともいえない	550	50.05			
	4 どちらかといえばそう思う	58	5.28			
	5 そう思う	24	2.18			
	合計		1,099	100.00	2.50**	0.92
	無回答	10				
参考：第1波調査						
Q20_7 裁判員は真犯人を無罪にしがちだ	1 そう思わない	174	15.14			
	2 どちらかといえばそう思わない	212	18.45			
	3 どちらともいえない	642	55.87			
	4 どちらかといえばそう思う	96	8.36			
	5 そう思う	25	2.18			
	合計		1,149	100.00	2.64	0.91
	無回答	11				
Q20_8 裁判員は裁判官の言いなりになる	1 そう思わない	158	14.31			
	2 どちらかといえばそう思わない	237	21.47			
	3 どちらともいえない	452	40.94			
	4 どちらかといえばそう思う	216	19.57			
	5 そう思う	41	3.71			
	合計		1,104	100.00	2.77**	1.04
	無回答	5				
参考：第1波調査						
Q20_8 裁判員は裁判官の言いなりになる	1 そう思わない	139	12.06			
	2 どちらかといえばそう思わない	196	17.00			
	3 どちらともいえない	460	39.90			
	4 どちらかといえばそう思う	296	25.67			
	5 そう思う	62	5.38			
	合計		1,153	100.00	2.95	1.06
	無回答	7				
Q20_9 裁判員は、多く発言する人の意見に引きずられる	1 そう思わない	77	6.98			
	2 どちらかといえばそう思わない	121	10.97			
	3 どちらともいえない	366	33.18			
	4 どちらかといえばそう思う	440	39.89			
	5 そう思う	99	8.98			
	合計		1,103	100.00	3.33**	1.02
	無回答	6				

表-19 裁判員制度の評価（2）（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q20.9 裁判員は、多く発言する人の意見に引きずられる	1 そう思わない	71	6.16			
	2 どちらかといえばそう思わない	93	8.07			
	3 どちらともいえない	348	30.18			
	4 どちらかといえばそう思う	475	41.20			
	5 そう思う	166	14.40			
	合計	1,153	100.00	3.50	1.03	
	無回答	7				

15. 回答者の裁判員になることの意欲

Q21、Q22A、および Q22B の設問群は、回答者が裁判員候補者選ばれた場合の、裁判員になろうという意欲の有無・程度と、関連事項（裁判員となることの差障り、報酬など）を尋ねている。結果については表-20を参照されたい。

表-20 被調査者の裁判員になることの意欲

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q21 あなたは、裁判員になる呼び出しをうけたとき、差しさわりがなかったら裁判員になると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 なりたくない	398	36.02			
	2 どちらかといえばなりたくない	293	26.52			
	3 どちらともいえない	141	12.76			
	4 どちらかといえばなろうと思う	166	15.02			
	5 なろうと思う	107	9.68			
	合計	1,105	100.00	2.36 ¹⁾	1.35	
	無回答	4				
参考：第1波調査						
Q21 あなたは、裁判員になる呼び出しをうけたとき、差しさわりがなかったら裁判員になると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1 なりたくない	413	35.76			
	2 どちらかといえばなりたくない	300	25.97			
	3 どちらともいえない	214	18.53			
	4 どちらかといえばなろうと思う	152	13.16			
	5 なろうと思う	76	6.58			
	合計	1,155	100.00	2.29	1.26	
	無回答	5				

表-20 被調査者の裁判員になることの意欲（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q22A あなたが裁判員として今から1ヶ月後の平日（月～金）の数日間、裁判に参加しなければならない場合、差しさわりのことがありますか、ありませんか。差しさわりのある場合、それは何ですか。（○はいくつでも）	1 特に差しさわりはない	88	7.94
	2 裁判所に行くまでの移動が大変である	190	17.13
	3 裁判所に数日間行くための日程調整が大変である	676	60.96
	4 金銭上の負担が生じる	264	23.81
	5 心理的に不安である	652	58.79
	6 自分の健康や体調が心配である	167	15.06
	7 家族の健康や体調が心配である	172	15.51
	8 その他	47	4.24
	有効回答者数	1,109	
非該当	0		
参考：第1波調査			
Q22A あなたが裁判員として今から1ヶ月後の平日（月～金）の数日間、裁判に参加しなければならない場合、差しさわりのことがありますか、ありませんか。差しさわりのある場合、それは何ですか。（○はいくつでも）	1 特に差しさわりはない	97	8.42
	2 裁判所に行くまでの移動が大変である	219	19.01
	3 裁判所に数日間行くための日程調整が大変である	734	63.72
	4 金銭上の負担が生じる	311	27.00
	5 心理的に不安である	691	59.98
	6 自分の健康や体調が心配である	171	14.84
	7 家族の健康や体調が心配である	207	17.97
	8 その他	56	4.86
	有効回答者数	1,152	
非該当	8		
質問文	選択肢	度数(人)	%
Q22B もしあなたが裁判員になるとしたら、旅費・宿泊費以外に、日当としていくら支払われるべきだと思いますか。（○は1つ）	0 必要ない	75	6.99
	1 2,000円	12	1.12
	2 5,000円	112	10.44
	3 8,000円	108	10.07
	4 10,000円	323	30.10
	5 15,000円	122	11.37
	6 20,000円	173	16.12
	7 30,000円以上	148	13.79
合計	1,073	100.00	
無回答	36		
参考：第1波調査			
Q22B もしあなたが裁判員になるとしたら、旅費・宿泊費以外に、日当としていくら支払われるべきだと思いますか。（○は1つ）	0 必要ない	95	8.54
	1 2,000円	28	2.52
	2 5,000円	178	15.99
	3 8,000円	113	10.15
	4 10,000円	353	31.72
	5 15,000円	107	9.61
	6 20,000円	131	11.77
	7 30,000円以上	108	9.70
合計	1,113	100.00	
無回答	47		

16. 裁判員に選ばれた場合の自己認識

Q23_1からQ23_8までの8問の設問群は、回答者が裁判員に選ばれた場合の自己認識について尋ねている。結果については表-21を参照されたい。

表-21 裁判員に選ばれた場合の自己認識

もしもあなたが裁判員になったとしたら、そのことをどう感じると思いますか。以下の(1)から(8)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q23A_1 裁判員に選ばれたら、私はそれを誇らしく思う	1 全くそう思わない	345	31.3			
	2 そう思わない	369	33.5			
	3 どちらかといえばそう思わない	185	16.8			
	4 どちらかといえばそう思う	132	12.0			
	5 そう思う	50	4.5			
	6 強くそう思う	21	1.9			
	合計	1,102	100.0	2.31**	1.26	
	無回答	7				
参考：第1波調査						
Q23_1 裁判員に選ばれたら、私はそれを誇らしく思う	1 全くそう思わない	314	27.28			
	2 そう思わない	334	29.02			
	3 どちらかといえばそう思わない	255	22.15			
	4 どちらかといえばそう思う	158	13.73			
	5 そう思う	76	6.60			
	6 強くそう思う	14	1.22			
	合計	1,151	100.00	2.47	1.27	
	無回答	9				
Q23A_2 私には死刑判決は出せない	1 全くそう思わない	120	10.9			
	2 そう思わない	201	18.3			
	3 どちらかといえばそう思わない	177	16.1			
	4 どちらかといえばそう思う	239	21.7			
	5 そう思う	204	18.5			
	6 強くそう思う	160	14.5			
	合計	1,101	100.0	3.62*	1.58	
	無回答	8				
参考：第1波調査						
Q23_2 私には死刑判決は出せない	1 全くそう思わない	107	9.30			
	2 そう思わない	191	16.61			
	3 どちらかといえばそう思わない	180	15.65			
	4 どちらかといえばそう思う	241	20.96			
	5 そう思う	235	20.43			
	6 強くそう思う	196	17.04			
	合計	1,150	100.00	3.78	1.58	
	無回答	10				

表-21 裁判員に選ばれた場合の自己認識（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23A_3 裁判員に選ばれたら、私の人生の貴重な経験になる	1 全くそう思わない	104	9.4		
	2 そう思わない	134	12.2		
	3 どちらかといえばそう思わない	158	14.3		
	4 どちらかといえばそう思う	324	29.4		
	5 そう思う	281	25.5		
	6 強くそう思う	101	9.2		
	合計	1,102	100.0	3.77 ^{n.s.}	1.43
	無回答	7			
参考：第1波調査					
Q23_3 裁判員に選ばれたら、私の人生の貴重な経験になる	1 全くそう思わない	106	9.22		
	2 そう思わない	121	10.52		
	3 どちらかといえばそう思わない	138	12.00		
	4 どちらかといえばそう思う	380	33.04		
	5 そう思う	284	24.70		
	6 強くそう思う	121	10.52		
	合計	1,150	100.00	3.85	1.42
	無回答	10			
Q23A_4 私の関わった裁判の話を他人にしてはいけないのは負担だ	1 全くそう思わない	100	9.1		
	2 そう思わない	211	19.2		
	3 どちらかといえばそう思わない	125	11.4		
	4 どちらかといえばそう思う	260	23.6		
	5 そう思う	247	22.5		
	6 強くそう思う	157	14.3		
	合計	1,100	100.0	3.74 ^{**}	1.56
	無回答	9			
参考：第1波調査					
Q23_4 私の関わった裁判の話を他人にしてはいけないのは負担だ	1 全くそう思わない	142	12.39		
	2 そう思わない	245	21.38		
	3 どちらかといえばそう思わない	163	14.22		
	4 どちらかといえばそう思う	281	24.52		
	5 そう思う	202	17.63		
	6 強くそう思う	113	9.86		
	合計	1,146	100.00	3.43	1.54
	無回答	14			
Q23A_5 私が裁判員に選ばれたら、有罪となった人から恨まれそうだ	1 全くそう思わない	49	4.5		
	2 そう思わない	148	13.4		
	3 どちらかといえばそう思わない	180	16.3		
	4 どちらかといえばそう思う	358	32.5		
	5 そう思う	257	23.3		
	6 強くそう思う	109	9.9		
	合計	1,101	100.0	3.87 ^{n.s.}	1.31
	無回答	8			

表-21 裁判員に選ばれた場合の自己認識（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q23_5 私が裁判員に選ばれたら、有罪となった人から恨まれそうだ	1 全くそう思わない	41	3.57			
	2 そう思わない	149	12.97			
	3 どちらかといえばそう思わない	184	16.01			
	4 どちらかといえばそう思う	405	35.25			
	5 そう思う	241	20.97			
	6 強くそう思う	129	11.23			
	合計		1,149	100.00	3.91	1.29
無回答		11				
Q23A_6 私は裁判員に選ばれたら、国民の重要な義務なので仕方がない	1 全くそう思わない	98	8.9			
	2 そう思わない	167	15.2			
	3 どちらかといえばそう思わない	195	17.7			
	4 どちらかといえばそう思う	402	36.5			
	5 そう思う	201	18.2			
	6 強くそう思う	39	3.5			
	合計		1,102	100.0	3.51 ^{ns}	1.29
無回答		7				
参考：第1波調査						
Q23_6 私は裁判員に選ばれたら、国民の重要な義務なので仕方がない	1 全くそう思わない	90	7.87			
	2 そう思わない	140	12.25			
	3 どちらかといえばそう思わない	220	19.25			
	4 どちらかといえばそう思う	446	39.02			
	5 そう思う	213	18.64			
	6 強くそう思う	34	2.97			
	合計		1,143	100.00	3.57	1.23
無回答		17				
Q23A_7 私は裁判員に選ばれたとしても、人を裁く自信がない	1 全くそう思わない	48	4.4			
	2 そう思わない	135	12.2			
	3 どちらかといえばそう思わない	182	16.5			
	4 どちらかといえばそう思う	317	28.7			
	5 そう思う	222	20.1			
	6 強くそう思う	199	18.0			
	合計		1,103	100.0	4.02 ^{ns}	1.40
無回答		6				
参考：第1波調査						
Q23_7 私は裁判員に選ばれたとしても、人を裁く自信がない	1 全くそう思わない	29	2.52			
	2 そう思わない	118	10.24			
	3 どちらかといえばそう思わない	195	16.93			
	4 どちらかといえばそう思う	348	30.21			
	5 そう思う	274	23.78			
	6 強くそう思う	188	16.32			
	合計		1,152	100.00	4.11	1.30
無回答		8				

表-21 裁判員に選ばれた場合の自己認識（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23A_8 社会の注目を浴びた事件だと、私はプレッシャーに耐えられない	1 全くそう思わない	60	5.4		
	2 そう思わない	144	13.1		
	3 どちらかといえばそう思わない	195	17.7		
	4 どちらかといえばそう思う	273	24.8		
	5 そう思う	216	19.6		
	6 強くそう思う	214	19.4		
	合計		1,102	100.0	3.98 ^{ns}
	無回答	7			
参考：第1波調査					
Q23_8 社会の注目を浴びた事件だと、私はプレッシャーに耐えられない	1 全くそう思わない	45	3.91		
	2 そう思わない	147	12.76		
	3 どちらかといえばそう思わない	219	19.01		
	4 どちらかといえばそう思う	328	28.47		
	5 そう思う	217	18.84		
	6 強くそう思う	196	17.01		
	合計		1,152	100.00	3.97
	無回答	8			

17. 裁判員に選ばれた場合の自己認識（2）

Q23B_1、Q23B_2_1、Q23B_2_2では、裁判員として記者会見を求められた場合の自己認識を特に尋ねている。世間の耳目を集めた事件についての判決後の裁判員に対する記者会見のあり方が関心を呼んでいるので第2波調査で新たに入れられた設問である。結果については表-22を参照されたい。

表-22 裁判員と記者会見

あなたが裁判員になったとして、次の質問にお答えください。					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23B_1 判決が出た後、記者会見を求められたら応じますか。(○は1つ)	1 応じない	594	53.76		
	2 たぶん応じない	320	28.96		
	3 どちらともいえない	130	11.76		
	4 たぶん応じる	46	4.16		
	5 応じる	15	1.36		
	合計		1,105	100.00	1.70
	無回答	4			
Q23B_2_1 記者会見に出席することになった場合、撮影することに応じますか。(○は1つ)	1 応じない	743	67.30		
	2 たぶん応じない	254	23.01		
	3 どちらともいえない	75	6.79		
	4 たぶん応じる	23	2.08		
	5 応じる	9	0.82		
	合計		1,104	100.00	1.46
	無回答	5			

表-22 裁判員と記者会見（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23B.2.2 記者会見 に出席することになっ た場合、氏名を公表す ることに応じますか。 (○は1つ)	1 応じない	817	73.94		
	2 たぶん応じない	212	19.19		
	3 どちらともいえない	49	4.43		
	4 たぶん応じる	15	1.36		
	5 応じる	12	1.09		
	合計	1,105	100.00	1.36	0.73
	無回答	4			

18. 守秘義務について

裁判員の守秘義務については法律家の間でもまたマスコミにおいてもしばしば取り上げられており、守秘義務を緩和すべきであるという意見も多い。それで、第2波調査では、新しい設問（Q23C）として、評議の守秘義務について尋ねた。結果については表-23を参照されたい。

表-23 裁判員の守秘義務について

あなたが裁判員になったとして、次の質問にお答えください。					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23C 裁判員になっ た人は判決後も、評議 の内容を人に言うこと は現在の法律では禁じ られていますか、「評 議の内容について自由 に話せるようにすべ きだ」という意見につ いて賛成ですか、反対 ですか。(○は1つ)	1 反対	230	20.83		
	2 どちらかといえば反対	230	20.83		
	3 どちらともいえない	410	37.14		
	4 どちらかといえば賛成	174	15.76		
	5 賛成	60	5.43		
	合計	1,104	100.00	2.64	1.14
	無回答	5			

19. 回答者自身の、裁判員による裁判の選好

Q24は、回答者自身が身に覚えのない犯罪で刑事被告人にされたという仮想的な場合の、職業裁判官による裁判を選好するか、裁判員による裁判を選好するかを尋ねている。この点は、国民が裁判員制度を支持するかどうかにとって決定的に重要な点であると思われる(表-24参照)。

表-24 被調査者自身の裁判員による裁判の選好

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q24 あなたが身に覚えのない犯罪を犯したとして、裁判にかけられたとします。もし選べるとしたらあなたは裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらを選びますか。(○は1つ)	1 裁判員による裁判	63	5.70		
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	168	15.19		
	3 どちらともいえない	528	47.74		
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	224	20.25		
	5 職業裁判官のみの裁判	123	11.12		
	合計		1,106	100.00	3.16**
	無回答	3			
参考：第1波調査					
Q24 あなたが身に覚えのない犯罪を犯したとして、裁判にかけられたとします。もし選べるとしたらあなたは裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらを選びますか。(○は1つ)	1 裁判員による裁判	39	3.39		
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	111	9.66		
	3 どちらともいえない	599	52.13		
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	257	22.37		
	5 職業裁判官のみの裁判	143	12.45		
	合計		1,149	100.00	3.31
	無回答	11			

20. 政治参加と他の社会活動への参加

Q25_1からQ25_3、Q26の設問群では裁判員制度への参加の積極性と関係すると予測される変数として、政治参加と他の社会活動への参加を取り上げた。これらはシヴィック・パワーに関わる質問である(表-25参照)。

表-25 政治参加と他の社会活動への参加

あなたは日頃、次のような活動を行っていますか。以下の(1)から(3)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q25_1 自治会や町内会などの活動	1 参加していない	436	39.56		
	2 参加することもある	224	20.33		
	3 時々参加している	190	17.24		
	4 参加している	222	20.15		
	5 熱心に参加している	30	2.72		
	合計	1,102	100.00	2.26 ^{ns}	1.25
	無回答	7			

表-25 政治参加と他の社会活動への参加（続）

参考：第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q25_1 自治会や町内会などの活動	1 参加していない	424	36.74			
	2 参加することもある	240	20.80			
	3 時々参加している	219	18.98			
	4 参加している	232	20.10			
	5 熱心に参加している	39	3.38			
	合計		1,154	100.00	2.33	1.25
	無回答	6				
Q25_2 ボランティア活動	1 参加していない	743	67.61			
	2 参加することもある	153	13.92			
	3 時々参加している	118	10.74			
	4 参加している	67	6.10			
	5 熱心に参加している	18	1.64			
	合計		1,099	100.00	1.60 ^{n.s.}	1.01
	無回答	10				
参考：第1波調査						
Q25_2 ボランティア活動	1 参加していない	755	65.77			
	2 参加することもある	205	17.86			
	3 時々参加している	97	8.45			
	4 参加している	67	5.84			
	5 熱心に参加している	24	2.09			
	合計		1,148	100.00	1.61	1.01
	無回答	12				
Q25_3 NGOやNPOの活動	1 参加していない	992	90.84			
	2 参加することもある	58	5.31			
	3 時々参加している	19	1.74			
	4 参加している	15	1.37			
	5 熱心に参加している	8	0.73			
	合計		1,092	100.00	1.16 ^{n.s.}	0.58
	無回答	17				
参考：第1波調査						
Q25_3 NGOやNPOの活動	1 参加していない	1,053	92.29			
	2 参加することもある	49	4.29			
	3 時々参加している	22	1.93			
	4 参加している	12	1.05			
	5 熱心に参加している	5	0.44			
	合計		1,141	100.00	1.13	0.52
	無回答	19				
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
Q26 あなたは選挙(国や都道府県、市町村など)の投票に行っていますか。(○は1つ)	1 めったに行かない	64	5.79			
	2 時々行く	60	5.42			
	3 行ったり行かなかったり	144	13.02			
	4 どちらかといえば行く	195	17.63			
	5 ほぼ必ず行く	643	58.14			
	合計		1,106	100.00	4.17 ^{n.s.}	1.19
	無回答	3				

表-25 政治参加と他の社会活動への参加（続）

参考：第1波調査						
質問文		選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q26 あなたは選挙 (国や都道府県、市町 村など)の投票に行っ ていますか。(○は1つ)	1	めったに行かない	84	7.27		
	2	時々行く	52	4.50		
	3	行ったり行かなかったり	129	11.17		
	4	どちらかといえば行く	204	17.66		
	5	ほぼ必ず行く	686	59.39		
合計			1,155	100.00	4.17	1.23
無回答			5			

21. シナリオ実験

問27は、裁判員による裁判のプロセスを小話で示したいいわゆるシナリオ実験である。シナリオの事例は、第1波調査と同じく現住建造物放火事件であるが、第1波との共通点はそれだけであって、問題関心、シナリオの構成、操作された要因は全く異なる⁽¹⁴⁾。

小話の中で操作された要因は、1つはどのようなタイプの鑑定か（4水準）であり、公判の進行の各段階で、裁判の公正さ、鑑定内容の信用性などを評価してもらった(Q27_1からQ27_11)⁽¹⁵⁾。もうひとつの要因は、評議の段階で初めて現れる、評議の多数決の程度（有罪とする者が圧倒的多数かぎりぎり過半数か。すなわち2水準である）であり、評議の結果が回答者に示され、有罪の条件はどうあるべきかなどが尋ねられている(Q27_13、Q27_14、Q27_15)。

なお、小話は付録に掲載してある⁽¹⁶⁾。付録で設問が挿入されている位置も確認することができる。

問27で操作した要因計画を表で示すと、表-26のようになる。それぞれの実験条件についての統計量、度数分布は表-27の通りである。

表-26 問27の要因計画

ヴァージョン	鑑定	多数決
A	統制群（弁護側の私鑑定）	圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）
B	統制群（弁護側の私鑑定）	ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）
C	裁判所が命じた正式鑑定のケース	圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）
D	裁判所が命じた正式鑑定のケース	ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）
E	鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）	圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）
F	鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）	ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）
G	党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）	圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）
H	党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）	ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）

表-27 シナリオ実験

		度数(人)	%
実験計画	A: 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	142	12.80
	B: 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	134	12.08
	C: 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	127	11.45
	D: 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	140	12.62
	E: 鑑定という言葉を使わないケース (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	141	12.71
	F: 鑑定という言葉を使わないケース (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	137	12.35
	G: 党派性が尋問で問題とされたケース (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	141	12.71
	H: 党派性が尋問で問題とされたケース (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	147	13.26
	合計	1,109	100.00

以下の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある放火事件についてです。文章を読んで質問にお答えください。

Q27new_1 心理学者 Q 教授は誰に依頼されて鑑定を行ったのですか。(○は1つ)				
質問文	選択肢	度数(人)	%	
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判所	5	3.60	
	2 検察側	2	1.44	
	3 弁護側	120	86.33	
	4 わからない	12	8.63	
	合計	139	100.00	
	無回答	3		
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 裁判所	4	3.01	
	2 検察側	6	4.51	
	3 弁護側	115	86.47	
	4 わからない	8	6.02	
	合計	133	100.00	
	無回答	1		
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判所	70	55.56	
	2 検察側	3	2.38	
	3 弁護側	40	31.75	
	4 わからない	13	10.32	
	合計	126	100.00	
	無回答	1		

表-27 シナリオ実験(続)

質問文	選択肢	度数(人)	%
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 裁判所	77	55.00
	2 検察側	5	3.57
	3 弁護側	45	32.14
	4 わからない	13	9.29
	合計	140	100.00
	無回答		
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判所	1	0.71
	2 検察側	4	2.84
	3 弁護側	120	85.11
	4 わからない	16	11.35
	合計	141	100.00
	無回答		
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 裁判所	1	0.74
	2 検察側	3	2.21
	3 弁護側	122	89.71
	4 わからない	10	7.35
	合計	136	100.00
	無回答	1	
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的 多数(8名有罪、1名無罪)	1 裁判所	1	0.71
	2 検察側	2	1.43
	3 弁護側	124	88.57
	4 わからない	13	9.29
	合計	140	100.00
	無回答	1	
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 裁判所	1	0.68
	2 検察側	3	2.04
	3 弁護側	132	89.80
	4 わからない	11	7.48
	合計	147	100.00
	無回答		
Q27new_2 裁判員は、被告人が有罪か無罪かを決めるのですか。(○は1つ)			
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑 定) / 圧倒的多数 (8 名有罪、1名無罪)	1 はい	81	58.27
	2 いいえ	33	23.74
	3 わからない	25	17.99
	合計	139	100.00
	無回答	3	
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑 定) / ぎりぎり多数 (5 名有罪、4名無罪)	1 はい	73	54.89
	2 いいえ	34	25.56
	3 わからない	26	19.55
	合計	133	100.00
	無回答	1	

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	63	50.00
	2 いいえ	40	31.75
	3 わからない	23	18.25
	合計	126	100.00
	無回答	1	
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 はい	80	57.14
	2 いいえ	36	25.71
	3 わからない	24	17.14
	合計	140	100.00
	無回答	0	
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	76	53.90
	2 いいえ	41	29.08
	3 わからない	24	17.02
	合計	141	100.00
	無回答	0	
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 はい	78	57.35
	2 いいえ	41	30.15
	3 わからない	17	12.50
	合計	136	100.00
	無回答	1	
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	81	57.45
	2 いいえ	37	26.24
	3 わからない	23	16.31
	合計	141	100.00
	無回答	0	
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 はい	97	65.99
	2 いいえ	29	19.73
	3 わからない	21	14.29
	合計	147	100.00
	無回答		
Q27new_3 裁判員は、被告人が有罪か無罪かを決めるのですか。(○は1つ)			
質問文	選択肢	度数(人)	%
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑 定) / 圧倒的多数 (8 名有罪、1名無罪)	1 はい	96	69.06
	2 いいえ	19	13.67
	3 わからない	24	17.27
	合計	139	100.00
	無回答	3	
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑 定) / ぎりぎり多数 (5 名有罪、4名無罪)	1 はい	89	66.92
	2 いいえ	20	15.04
	3 わからない	24	18.05
	合計	133	100.00
	無回答	1	

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%		
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	74	58.73		
	2 いいえ	26	20.63		
	3 わからない	26	20.63		
	合計	126	100.00		
	無回答	1			
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 はい	100	71.43		
	2 いいえ	17	12.14		
	3 わからない	23	16.43		
	合計	140	100.00		
	無回答	0			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	88	62.41		
	2 いいえ	24	17.02		
	3 わからない	29	20.57		
	合計	141	100.00		
	無回答				
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 はい	99	72.79		
	2 いいえ	21	15.44		
	3 わからない	16	11.76		
	合計	136	100.00		
	無回答	1			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 はい	95	67.38		
	2 いいえ	23	16.31		
	3 わからない	23	16.31		
	合計	141	100.00		
	無回答	0			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 はい	106	72.11		
	2 いいえ	20	13.61		
	3 わからない	21	14.29		
	合計	147	100.00		
	無回答	0			
Q27new_4 これまでのところで、裁判員にとってこの裁判が分かりやすく進んでいると 思いますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑 定) / 圧倒的多数 (8 名有罪、1名無罪)	1 分かりにくい	8	5.76		
	2 どちらかといえば分かりにくい	27	19.42		
	3 どちらともいえない	49	35.25		
	4 どちらかといえば分かりやすい	46	33.09		
	5 分かりやすい	9	6.47		
	合計	139	100.00	3.15	1.00
無回答	3				

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5 名有罪、4名無罪)	1 分りにくい	12	9.02		
	2 どちらかといえば分りにくい	19	14.29		
	3 どちらともいえない	47	35.34		
	4 どちらかといえば分りやすい	46	34.59		
	5 分りやすい	9	6.77		
	合計	133	100.00	3.16	1.05
	無回答	1			
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース / 圧倒的多 数 (8名有罪、1名無罪)	1 分りにくい	7	5.56		
	2 どちらかといえば分りにくい	26	20.63		
	3 どちらともいえない	41	32.54		
	4 どちらかといえば分りやすい	41	32.54		
	5 分りやすい	11	8.73		
	合計	126	100.00	3.18	1.04
	無回答	1			
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 分りにくい	8	5.71		
	2 どちらかといえば分りにくい	22	15.71		
	3 どちらともいえない	43	30.71		
	4 どちらかといえば分りやすい	55	39.29		
	5 分りやすい	12	8.57		
	合計	140	100.00	3.29	1.02
	無回答	0			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 分りにくい	8	5.67		
	2 どちらかといえば分りにくい	27	19.15		
	3 どちらともいえない	55	39.01		
	4 どちらかといえば分りやすい	44	31.21		
	5 分りやすい	7	4.96		
	合計	141	100.00	3.11	0.96
	無回答	0			
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数 (5名有罪、4名無罪)	1 分りにくい	9	6.67		
	2 どちらかといえば分りにくい	22	16.30		
	3 どちらともいえない	42	31.11		
	4 どちらかといえば分りやすい	57	42.22		
	5 分りやすい	5	3.70		
	合計	135	100.00	3.20	0.98
	無回答	2			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多 数 (8名有罪、1名無罪)	1 分りにくい	11	8.03		
	2 どちらかといえば分りにくい	28	20.44		
	3 どちらともいえない	38	27.74		
	4 どちらかといえば分りやすい	44	32.12		
	5 分りやすい	16	11.68		
	合計	137	100.00	3.19	1.14
	無回答	4			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Hバージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 分かりにくい	7	4.8		
	2 どちらかといえば分かりにくい	30	20.4		
	3 どちらともいえない	48	32.7		
	4 どちらかといえば分かりやすい	55	37.4		
	5 分かりやすい	7	4.8		
	合計	147	100.0	3.17	0.97
	無回答	0			

Q27new_5 あなたはこれまでのところで、この裁判は公正に進んでいると思いますか。(○は1つ)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aバージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 公正に進んでいない	4	2.90		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	20	14.49		
	3 どちらともいえない	58	42.03		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	47	34.06		
	5 公正に進んでいる	9	6.52		
	合計	138	100.00	3.27	0.89
	無回答	4			

Bバージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 公正に進んでいない	6	4.55		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	14	10.61		
	3 どちらともいえない	61	46.21		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	42	31.82		
	5 公正に進んでいる	9	6.82		
	合計	132	100.00	3.26	0.91
	無回答	2			

Cバージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 公正に進んでいない	5	3.97		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	23	18.25		
	3 どちらともいえない	43	34.13		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	48	38.10		
	5 公正に進んでいる	7	5.56		
	合計	126	100.00	3.23	0.95
	無回答	1			

Dバージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 公正に進んでいない	8	5.71		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	32	22.86		
	3 どちらともいえない	49	35.00		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	42	30.00		
	5 公正に進んでいる	9	6.43		
	合計	140	100.00	3.09	1.01
	無回答	0			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 公正に進んでいない	5	3.55		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	26	18.44		
	3 どちらともいえない	63	44.68		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	41	29.08		
	5 公正に進んでいる	6	4.26		
	合計	141	100.00	3.12	0.88
	無回答	0			
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 公正に進んでいない	9	6.67		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	19	14.07		
	3 どちらともいえない	55	40.74		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	45	33.33		
	5 公正に進んでいる	7	5.19		
	合計	135	100.00	3.16	0.96
	無回答	2			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 公正に進んでいない	7	5.15		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	23	16.91		
	3 どちらともいえない	47	34.56		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	47	34.56		
	5 公正に進んでいる	12	8.82		
	合計	136	100.00	3.25	1.01
	無回答	5			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 公正に進んでいない	8	5.44		
	2 どちらかといえば公正に進んでいない	24	16.33		
	3 どちらともいえない	60	40.82		
	4 どちらかといえば公正に進んでいる	47	31.97		
	5 公正に進んでいる	8	5.44		
	合計	147	100.00	3.16	0.95
	無回答				

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_6 あなたは、被告人Aの主張と検察側の主張とでは、どちらの方がもっともらしいと思いますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aバージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっともらしい	1	0.72		
	2 どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	10	7.19		
	3 どちらともいえない	79	56.83		
	4 どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	45	32.37		
	5 検察側の主張の方がもっともらしい	4	2.88		
	合計		139	100.00	3.29
	無回答	3			
Bバージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっともらしい	3	2.26		
	2 どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	6	4.51		
	3 どちらともいえない	89	66.92		
	4 どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	30	22.56		
	5 検察側の主張の方がもっともらしい	5	3.76		
	合計		133	100.00	3.21
	無回答	1			
Cバージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっともらしい	0	0.00		
	2 どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	15	11.90		
	3 どちらともいえない	84	66.67		
	4 どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	24	19.05		
	5 検察側の主張の方がもっともらしい	3	2.38		
	合計		126	100.00	3.12
	無回答	1			
Dバージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっともらしい	2	1.43		
	2 どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	18	12.86		
	3 どちらともいえない	80	57.14		
	4 どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	37	26.43		
	5 検察側の主張の方がもっともらしい	3	2.14		
	合計		140	100.00	3.15
	無回答	0			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Eバージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定)/圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっとも らしい	1	0.71		
	2 どちらかといえば被告人Aの主 張の方がもっともらしい	12	8.51		
	3 どちらともいえない	79	56.03		
	4 どちらかといえば検察側の主張の 方がもっともらしい	47	33.33		
	5 検察側の主張の方がもっともらし い	2	1.42		
	合計		141	100.00	3.26
	無回答	0			
Fバージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定)/ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっとも らしい	1	0.75		
	2 どちらかといえば被告人Aの主 張の方がもっともらしい	16	11.94		
	3 どちらともいえない	72	53.73		
	4 どちらかといえば検察側の主張の 方がもっともらしい	41	30.60		
	5 検察側の主張の方がもっともらし い	4	2.99		
	合計		134	100.00	3.23
	無回答	3			
Gバージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/圧倒的多 数(8名有罪、1名無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっとも らしい	1	0.74		
	2 どちらかといえば被告人Aの主 張の方がもっともらしい	13	9.56		
	3 どちらともいえない	66	48.53		
	4 どちらかといえば検察側の主張の 方がもっともらしい	49	36.03		
	5 検察側の主張の方がもっともらし い	7	5.15		
	合計		136	100.00	3.35
	無回答	5			
Hバージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/ぎりぎり 多数(5名有罪、4名 無罪)	1 被告人Aの主張の方がもっとも らしい	0	0.00		
	2 どちらかといえば被告人Aの主 張の方がもっともらしい	13	8.90		
	3 どちらともいえない	82	56.16		
	4 どちらかといえば検察側の主張の 方がもっともらしい	45	30.82		
	5 検察側の主張の方がもっともらし い	6	4.11		
	合計		146	100.00	3.30
	無回答	1			

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_7 心理学者 Q 教授の鑑定内容は信用できると思いますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 信用できない	1	0.71		
	2 どちらかといえば信用できない	25	17.86		
	3 どちらともいえない	87	62.14		
	4 どちらかといえば信用できる	26	18.57		
	5 信用できる	1	0.71		
	合計	140	100.00	3.01	0.65
	無回答	2			
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 信用できない	3	2.27		
	2 どちらかといえば信用できない	16	12.12		
	3 どちらともいえない	79	59.85		
	4 どちらかといえば信用できる	30	22.73		
	5 信用できる	4	3.03		
	合計	132	100.00	3.12	0.74
	無回答	2			
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 信用できない	4	3.17		
	2 どちらかといえば信用できない	18	14.29		
	3 どちらともいえない	76	60.32		
	4 どちらかといえば信用できる	23	18.25		
	5 信用できる	5	3.97		
	合計	126	100.00	3.06	0.78
	無回答	1			
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 信用できない	4	2.86		
	2 どちらかといえば信用できない	20	14.29		
	3 どちらともいえない	72	51.43		
	4 どちらかといえば信用できる	41	29.29		
	5 信用できる	3	2.14		
	合計	140	100.00	3.14	0.79
	無回答	0			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 信用できない	1	0.72		
	2 どちらかといえば信用できない	19	13.67		
	3 どちらともいえない	80	57.55		
	4 どちらかといえば信用できる	35	25.18		
	5 信用できる	4	2.88		
	合計	139	100.00	3.16	0.72
	無回答	2			
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数 (5名有罪、4名無罪)	1 信用できない	3	2.22		
	2 どちらかといえば信用できない	18	13.33		
	3 どちらともいえない	85	62.96		
	4 どちらかといえば信用できる	28	20.74		
	5 信用できる	1	0.74		
	合計	135	100.00	3.04	0.68
	無回答	2			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 信用できない	5	3.62		
	2 どちらかといえば信用できない	33	23.91		
	3 どちらともいえない	75	54.35		
	4 どちらかといえば信用できる	23	16.67		
	5 信用できる	2	1.45		
	合計	138	100.00	2.88	0.77
	無回答	3			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 信用できない	4	2.74		
	2 どちらかといえば信用できない	33	22.60		
	3 どちらともいえない	86	58.90		
	4 どちらかといえば信用できる	22	15.07		
	5 信用できる	1	0.68		
	合計	146	100.00	2.88	0.71
	無回答	1			
Q27new_8 心理学者 Q 教授は信用できる人物だと思いますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
A ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 信用できない人物である	1	0.71		
	2 どちらかといえば信用できない人物である	7	5.00		
	3 どちらともいえない	106	75.71		
	4 どちらかといえば信用できる人物である	25	17.86		
	5 信用できる人物である	1	0.71		
	合計	140	100.00	3.13	0.52
	無回答	2			
B ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 信用できない人物である	2	1.53		
	2 どちらかといえば信用できない人物である	7	5.34		
	3 どちらともいえない	92	70.23		
	4 どちらかといえば信用できる人物である	27	20.61		
	5 信用できる人物である	3	2.29		
	合計	131	100.00	3.17	0.62
	無回答	3			
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 信用できない人物である	3	2.38		
	2 どちらかといえば信用できない人物である	9	7.14		
	3 どちらともいえない	86	68.25		
	4 どちらかといえば信用できる人物である	25	19.84		
	5 信用できる人物である	3	2.38		
	合計	126	100.00	3.13	0.67
	無回答	1			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 信用できない人物である	1	0.72		
	2 どちらかといえば信用できない人 物である	11	7.91		
	3 どちらともいえない	86	61.87		
	4 どちらかといえば信用できる人物 である	36	25.90		
	5 信用できる人物である	5	3.60		
	合計	139	100.00	3.24	0.68
	無回答	1			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 信用できない人物である	1	0.71		
	2 どちらかといえば信用できない人 物である	13	9.22		
	3 どちらともいえない	84	59.57		
	4 どちらかといえば信用できる人物 である	39	27.66		
	5 信用できる人物である	4	2.84		
	合計	141	100.00	3.23	0.68
	無回答	0			
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 信用できない人物である	2	1.48		
	2 どちらかといえば信用できない人 物である	17	12.59		
	3 どちらともいえない	86	63.70		
	4 どちらかといえば信用できる人物 である	27	20.00		
	5 信用できる人物である	3	2.22		
	合計	135	100.00	3.09	0.69
	無回答	2			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 信用できない人物である	3	2.17		
	2 どちらかといえば信用できない人 物である	26	18.84		
	3 どちらともいえない	83	60.14		
	4 どちらかといえば信用できる人物 である	23	16.67		
	5 信用できる人物である	3	2.17		
	合計	138	100.00	2.98	0.73
	無回答	3			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 信用できない人物である	2	1.37		
	2 どちらかといえば信用できない人 物である	25	17.12		
	3 どちらともいえない	97	66.44		
	4 どちらかといえば信用できる人物 である	22	15.07		
	5 信用できる人物である	0	0.00		
	合計	146	100.00	2.95	0.61
	無回答	1			

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_9 心理学者 Q 教授はどの程度中立的な人物だと感じられますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 弁護側に強く味方している	3	2.21		
	2 弁護側に味方している	18	13.24		
	3 弁護側にやや味方している	51	37.50		
	4 どちらかといえば中立的である	60	44.12		
	5 検察側にやや味方している	4	2.94		
	6 検察側に味方している	0	0.00		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		136	100.00	3.32
無回答		6			
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 弁護側に強く味方している	4	3.15		
	2 弁護側に味方している	15	11.81		
	3 弁護側にやや味方している	36	28.35		
	4 どちらかといえば中立的である	67	52.76		
	5 検察側にやや味方している	5	3.94		
	6 検察側に味方している	0	0.00		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		127	100.00	3.43
無回答		7			
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 弁護側に強く味方している	4	3.23		
	2 弁護側に味方している	12	9.68		
	3 弁護側にやや味方している	44	35.48		
	4 どちらかといえば中立的である	60	48.39		
	5 検察側にやや味方している	4	3.23		
	6 検察側に味方している	0	0.00		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		124	100.00	3.39
無回答		3			
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 弁護側に強く味方している	1	0.71		
	2 弁護側に味方している	13	9.29		
	3 弁護側にやや味方している	41	29.29		
	4 どちらかといえば中立的である	79	56.43		
	5 検察側にやや味方している	5	3.57		
	6 検察側に味方している	1	0.71		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		140	100.00	3.55
無回答		0			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 弁護側に強く味方している	3	2.14		
	2 弁護側に味方している	16	11.43		
	3 弁護側にやや味方している	51	36.43		
	4 どちらかといえば中立的である	66	47.14		
	5 検察側にやや味方している	4	2.86		
	6 検察側に味方している	0	0.00		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		140	100.00	3.37
無回答		1			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Fバージョン 鑑定という言葉を使わないケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 弁護側に強く味方している	3	2.33		
	2 弁護側に味方している	21	16.28		
	3 弁護側にやや味方している	48	37.21		
	4 どちらかといえば中立的である	51	39.53		
	5 検察側にやや味方している	5	3.88		
	6 検察側に味方している	1	0.78		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		129	100.00	3.29
無回答		8			
Gバージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 弁護側に強く味方している	11	8.09		
	2 弁護側に味方している	27	19.85		
	3 弁護側にやや味方している	61	44.85		
	4 どちらかといえば中立的である	32	23.53		
	5 検察側にやや味方している	4	2.94		
	6 検察側に味方している	0	0.00		
	7 検察側に強く味方している	1	0.74		
	合計		136	100.00	2.96
無回答		5			
Hバージョン 党派性が尋問で問題とされたケース(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 弁護側に強く味方している	11	7.59		
	2 弁護側に味方している	21	14.48		
	3 弁護側にやや味方している	71	48.97		
	4 どちらかといえば中立的である	35	24.14		
	5 検察側にやや味方している	5	3.45		
	6 検察側に味方している	2	1.38		
	7 検察側に強く味方している	0	0.00		
	合計		145	100.00	3.06
無回答		2			
Q27new_10 この事件で心理学者 Q 教授の鑑定は必要だったと思いますか。(○は1つ)					
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aバージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 必要なかった	9	6.43		
	2 どちらかといえば必要なかった	35	25.00		
	3 どちらともいえない	46	32.86		
	4 どちらかといえば必要だった	44	31.43		
	5 必要だった	6	4.29		
合計		140	100.00	3.02	1.00
無回答		2			
Bバージョン 統制群(弁護側の私鑑定)/ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 必要なかった	8	6.02		
	2 どちらかといえば必要なかった	15	11.28		
	3 どちらともいえない	63	47.37		
	4 どちらかといえば必要だった	29	21.80		
	5 必要だった	18	13.53		
合計		133	100.00	3.26	1.03
無回答		1			

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース / 圧倒的多 数(8名有罪、1名無罪)	1 必要なかった	9	7.14		
	2 どちらかといえば必要なかった	24	19.05		
	3 どちらともいえない	43	34.13		
	4 どちらかといえば必要だった	39	30.95		
	5 必要だった	11	8.73		
	合計		126	100.00	3.15
	無回答	1			
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 必要なかった	6	4.29		
	2 どちらかといえば必要なかった	25	17.86		
	3 どちらともいえない	49	35.00		
	4 どちらかといえば必要だった	49	35.00		
	5 必要だった	11	7.86		
	合計		140	100.00	3.24
	無回答	0			
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 必要なかった	4	2.84		
	2 どちらかといえば必要なかった	19	13.48		
	3 どちらともいえない	59	41.84		
	4 どちらかといえば必要だった	49	34.75		
	5 必要だった	10	7.09		
	合計		141	100.00	3.30
	無回答	0			
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース (弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 必要なかった	5	3.70		
	2 どちらかといえば必要なかった	24	17.78		
	3 どちらともいえない	48	35.56		
	4 どちらかといえば必要だった	45	33.33		
	5 必要だった	13	9.63		
	合計		135	100.00	3.27
	無回答	2			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多 数(8名有罪、1名無罪)	1 必要なかった	10	7.30		
	2 どちらかといえば必要なかった	34	24.80		
	3 どちらともいえない	45	32.80		
	4 どちらかといえば必要だった	35	25.50		
	5 必要だった	13	9.50		
	合計		137	100.00	3.05
	無回答	4			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース (弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数 (5名有罪、4名 無罪)	1 必要なかった	10	6.85		
	2 どちらかといえば必要なかった	25	17.12		
	3 どちらともいえない	64	43.84		
	4 どちらかといえば必要だった	37	25.34		
	5 必要だった	10	6.85		
	合計		146	100.00	3.08
	無回答	1			

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_11 あなたなら、Aを有罪としますか、無罪としますか。(○は1つ)			
質問文	選択肢	度数(人)	%
A ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 有罪	37	27.01
	2 無罪	8	5.84
	3 わからない	92	67.15
	合計	137	100.00
	無回答	5	
B ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 有罪	22	16.67
	2 無罪	15	11.36
	3 わからない	95	71.97
	合計	132	100.00
	無回答	2	
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 有罪	37	29.13
	2 無罪	13	10.24
	3 わからない	77	60.63
	合計	127	100.00
	無回答		
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定 のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 有罪	35	25.00
	2 無罪	17	12.14
	3 わからない	88	62.86
	合計	140	100.00
	無回答	0	
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 有罪	37	26.24
	2 無罪	7	4.96
	3 わからない	97	68.79
	合計	141	100.00
	無回答	0	
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定) / ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 有罪	39	28.68
	2 無罪	17	12.50
	3 わからない	80	58.82
	合計	136	100.00
	無回答	1	
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 有罪	45	32.85
	2 無罪	12	8.76
	3 わからない	80	58.39
	合計	137	100.00
	無回答	4	
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定) / ぎりぎり 多数(5名有罪、4名 無罪)	1 有罪	40	27.40
	2 無罪	11	7.53
	3 わからない	95	65.07
	合計	146	100.00
	無回答	1	

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_12 裁判員としてあなたは、この事件では何年の刑が適当だと思いますか。(〇は1つ)				
質問文	選択肢	度数(人)	%	
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 5年より軽い	8	5.93	
	2 5年	12	8.89	
	3 6年	9	6.67	
	4 7年	11	8.15	
	5 8年	18	13.33	
	6 9年	3	2.22	
	7 10年	45	33.33	
	8 10年より重い	18	13.33	
	9 その他	11	8.15	
	合計		135	100.00
無回答		7		
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 5年より軽い	8	6.20	
	2 5年	21	16.28	
	3 6年	9	6.98	
	4 7年	15	11.63	
	5 8年	17	13.18	
	6 9年	0	0.00	
	7 10年	41	31.78	
	8 10年より重い	8	6.20	
	9 その他	10	7.75	
	合計		129	100.00
無回答		5		
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 5年より軽い	7	5.79	
	2 5年	11	9.09	
	3 6年	3	2.48	
	4 7年	10	8.26	
	5 8年	19	15.70	
	6 9年	7	5.79	
	7 10年	44	36.36	
	8 10年より重い	12	9.92	
	9 その他	8	6.61	
	合計		121	100.00
無回答		6		
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 5年より軽い	15	11.54	
	2 5年	17	13.08	
	3 6年	6	4.62	
	4 7年	14	10.77	
	5 8年	22	16.92	
	6 9年	0	0.00	
	7 10年	40	30.77	
	8 10年より重い	8	6.15	
	9 その他	8	6.15	
	合計		130	100.00
無回答		10		

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定)/圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 5年より軽い	4	3.01
	2 5年	19	14.29
	3 6年	3	2.26
	4 7年	9	6.77
	5 8年	14	10.53
	6 9年	6	4.51
	7 10年	56	42.11
	8 10年より重い	14	10.53
	9 その他	8	6.02
	合計		133
無回答		8	
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定)/ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 5年より軽い	13	9.77
	2 5年	19	14.29
	3 6年	7	5.26
	4 7年	10	7.52
	5 8年	22	16.54
	6 9年	0	0.00
	7 10年	38	28.57
	8 10年より重い	11	8.27
	9 その他	13	9.77
	合計		133
無回答		4	
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/圧倒的多 数(8名有罪、1名無罪)	1 5年より軽い	12	8.96
	2 5年	18	13.43
	3 6年	7	5.22
	4 7年	6	4.48
	5 8年	19	14.18
	6 9年	5	3.73
	7 10年	49	36.57
	8 10年より重い	14	10.45
	9 その他	4	2.99
	合計		134
無回答		7	
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/ぎりぎり 多数(5名有罪、4名 無罪)	1 5年より軽い	13	9.22
	2 5年	19	13.48
	3 6年	2	1.42
	4 7年	13	9.22
	5 8年	22	15.60
	6 9年	0	0.00
	7 10年	45	31.91
	8 10年より重い	16	11.35
	9 その他	11	7.80
	合計		141
無回答		6	

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_13 このような多数決のやり方について、あなたはどのように思いますか。もっとも好ましいと思うものを1つ選んでください。(○は1つ)			
質問文	選択肢	度数(人)	%
A ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数(8名有罪、1名無罪)	1 単純過半数	2	1.45
	2 現在のままでよい	61	44.20
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中 で 有罪の意見が過半数を占めること	49	35.51
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	13	9.42
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	13	9.42
	合計	138	100.00
	無回答	4	
B ヴァージョン 統制群(弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数(5名有罪、4名無罪)	1 単純過半数	3	2.31
	2 現在のままでよい	58	44.62
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中 で 有罪の意見が過半数を占める こと	53	40.77
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	9	6.92
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	7	5.38
	合計	130	100.00
	無回答	4	
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース/ ぎりぎり 多数(8名有罪、1名無罪)	1 単純過半数	6	4.80
	2 現在のままでよい	61	48.80
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中 で 有罪の意見が過半数を占める こと	44	35.20
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	7	5.60
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	7	5.60
	合計	125	100.00
	無回答	2	
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑 定のケース/ ぎりぎり 多数(5名有罪、4名 無罪)	1 単純過半数	8	5.88
	2 現在のままでよい	53	38.97
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中 で 有罪の意見が過半数を占める こと	52	38.24
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	10	7.35
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	13	9.56
	合計	136	100.00
	無回答	4	

表-27 シナリオ実験（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%
Eバージョン 鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）/圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）	1 単純過半数	2	1.44
	2 現在のままでよい	53	38.13
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの 中で有罪の意見が過半数を占める こと	55	39.57
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	10	7.19
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	19	13.67
	合計	139	100.00
	無回答	2	
Fバージョン 鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）/ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）	1 単純過半数	5	3.79
	2 現在のままでよい	50	37.88
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの 中で有罪の意見が過半数を占める こと	60	45.45
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	8	6.06
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	9	6.82
	合計	132	100.00
	無回答	5	
Gバージョン 党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）/圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）	1 単純過半数	3	2.21
	2 現在のままでよい	71	52.21
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの 中で有罪の意見が過半数を占める こと	43	31.62
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	7	5.15
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	12	8.82
	合計	136	100.00
	無回答	5	
Hバージョン 党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）/ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）	1 単純過半数	3	2.05
	2 現在のままでよい	68	46.58
	3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの 中で有罪の意見が過半数を占める こと	52	35.62
	4 職業裁判官と裁判員の合計9名 中、8名以上が有罪の意見である こと	11	7.53
	5 全員が有罪の意見である場合のみ	12	8.22
	合計	146	100.00
	無回答	1	

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_14 「死刑を言い渡すためには多数決では不十分である」という意見についてあなたはどのように思いますか。あなたの意見に最も近いものを1つ選んでください。(○は1つ)			
質問文	選択肢	度数(人)	%
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 現在のままでよい	41	29.71
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	34	24.64
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	18	13.04
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	41	29.71
	5 その他	4	2.90
	合計	138	100.00
	無回答	4	
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 現在のままでよい	43	33.08
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	36	27.69
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	24	18.46
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	26	20.00
	5 その他	1	0.77
	合計	130	100.00
	無回答	4	
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 現在のままでよい	42	34.15
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	39	31.71
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	13	10.57
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	26	21.14
	5 その他	3	2.44
	合計	123	100.00
	無回答	4	
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 現在のままでよい	43	31.39
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	42	30.66
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	21	15.33
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	29	21.17
	5 その他	2	1.46
	合計	137	100.00
	無回答	3	

表-27 シナリオ実験（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）/ 圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）	1 現在のままでよい	36	25.90
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	39	28.06
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	19	13.67
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	40	28.78
	5 その他	5	3.60
	合計	139	100.00
	無回答	2	
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース（弁護側の私鑑定）/ ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）	1 現在のままでよい	29	22.48
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	37	28.68
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	32	24.81
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	27	20.93
	5 その他	4	3.10
	合計	129	100.00
	無回答	8	
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）/ 圧倒的多数（8名有罪、1名無罪）	1 現在のままでよい	47	34.31
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	35	25.55
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	24	17.52
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	29	21.17
	5 その他	2	1.46
	合計	137	100.00
	無回答	4	
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題とされたケース（弁護側の私鑑定）/ ぎりぎり多数（5名有罪、4名無罪）	1 現在のままでよい	49	33.56
	2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で死刑の意見が過半数を占めること	45	30.82
	3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、8名以上が死刑の意見であること	21	14.38
	4 全員が死刑の意見である場合のみ	28	19.18
	5 その他	3	2.05
	合計	146	100.00
	無回答	1	

表-27 シナリオ実験 (続)

Q27new_15 あなたは被告人 A と同じような立場におかれたとしたら、裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらがよいと思いますか。(○は1つ)						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
A ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判員による裁判	3	2.17			
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	17	12.32			
	3 どちらともいえない	75	54.35			
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	30	21.74			
	5 職業裁判官のみの裁判	13	9.42			
	合計	138	100.00	3.24	0.87	
	無回答	4				
B ヴァージョン 統制群 (弁護側の私鑑定) / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 裁判員による裁判	4	3.05			
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	15	11.45			
	3 どちらともいえない	76	58.02			
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	19	14.50			
	5 職業裁判官のみの裁判	17	12.98			
	合計	131	100.00	3.23	0.93	
	無回答	3				
C ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判員による裁判	5	4.00			
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	22	17.60			
	3 どちらともいえない	61	48.80			
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	21	16.80			
	5 職業裁判官のみの裁判	16	12.80			
	合計	125	100.00	3.17	1.00	
	無回答	2				
D ヴァージョン 裁判所が命じた正式鑑定のケース / ぎりぎり多数 (5名有罪、4名無罪)	1 裁判員による裁判	10	7.19			
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	17	12.23			
	3 どちらともいえない	70	50.36			
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	33	23.74			
	5 職業裁判官のみの裁判	9	6.47			
	合計	139	100.00	3.10	0.95	
	無回答	1				
E ヴァージョン 鑑定という言葉を使わないケース (弁護側の私鑑定) / 圧倒的多数 (8名有罪、1名無罪)	1 裁判員による裁判	6	4.26			
	2 どちらかといえば裁判員による裁判	23	16.31			
	3 どちらともいえない	77	54.61			
	4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	22	15.60			
	5 職業裁判官のみの裁判	13	9.22			
	合計	141	100.00	3.09	0.93	
	無回答	0				

表-27 シナリオ実験 (続)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
F ヴァージョン 鑑定という言葉を使わ ないケース(弁護側の 私鑑定)/ぎりぎり多 数(5名有罪、4名無罪)	1 裁判員による裁判	9	6.67		
	2 どちらかといえば裁判員による裁 判	14	10.37		
	3 どちらともいえない	69	51.11		
	4 どちらかといえば職業裁判官のみ の裁判	30	22.22		
	5 職業裁判官のみの裁判	13	9.63		
	合計		135	100.00	3.18
	無回答	2			
G ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/圧倒的多 数(8名有罪、1名無罪)	1 裁判員による裁判	8	5.76		
	2 どちらかといえば裁判員による裁 判	20	14.39		
	3 どちらともいえない	66	47.48		
	4 どちらかといえば職業裁判官のみ の裁判	33	23.74		
	5 職業裁判官のみの裁判	12	8.63		
	合計		139	100.00	3.15
	無回答	2			
H ヴァージョン 党派性が尋問で問題と されたケース(弁護側 の私鑑定)/ぎりぎり 多数(5名有罪、4名 無罪)	1 裁判員による裁判	4	2.74		
	2 どちらかといえば裁判員による裁 判	26	17.81		
	3 どちらともいえない	84	57.53		
	4 どちらかといえば職業裁判官のみ の裁判	22	15.07		
	5 職業裁判官のみの裁判	10	6.85		
	合計		146	100.00	3.05
	無回答	1			

22. デモグラフィック要因

調査票では、問27の次に、性別、生年月、収入、学歴、職業を尋ねて
いる。そのうち、性別、生年月については、表-1, 2に計画サンプル
と比較する形で示した。収入、学歴、職業については、表-28を参照さ
れたい。

表-28 デモグラフィック要因

質問文	選択肢	度数	%
F3 あなたの世帯の 1年間の世帯収入(税 込み)は次のうちど れにあたりますか。(○ は1つ)	1 300万円未満	277	24.98
	2 300万円以上、500万円未満	366	33.00
	3 500万円以上、700万円未満	203	18.30
	4 700万円以上、1000万円未満	118	10.64
	5 1000万円以上	90	8.12
	小計	1,054	95.04
	無回答	55	4.96
	合計	1,109	100.00

表-28 デモグラフィック要因 (続)

参考：第1波調査					
質問文		選択肢		度数	%
F 3 あなたの世帯の1年間の世帯収入(税込み)は次のうちどれにあたりますか。(○は1つ)	1	300万円未満		284	24.48
	2	300万円以上、500万円未満		344	29.66
	3	500万円以上、700万円未満		216	18.62
	4	700万円以上、1000万円未満		142	12.24
	5	1000万円以上		91	7.84
		小計			1,077
	無回答			83	7.16
	合計			1,160	100.00
質問文		選択肢		度数	%
F 4 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)	1	小学校・中学校 (旧制小学校を含む)		141	12.71
	2	高等学校 (旧制中学校・師範学校・高等女学校を含む)		527	47.52
	3	短期大学・高等専門学校 (旧制高校・高等師範学校を含む)		203	18.30
	4	大学・大学院 (旧制大学を含む)		209	18.85
	5	その他		17	1.53
		小計			1,097
	無回答			12	1.08
	合計			1,109	100.00
参考：第1波調査					
F 4 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)	1	小学校・中学校 (旧制小学校を含む)		160	13.79
	2	高等学校 (旧制中学校・師範学校・高等女学校を含む)		567	48.88
	3	短期大学・高等専門学校 (旧制高校・高等師範学校を含む)		208	17.93
	4	大学・大学院 (旧制大学を含む)		213	18.36
	5	その他		1	0.09
		小計			1,149
	無回答			11	0.95
	合計			1,160	100.00
F 5 あなたの現在のお仕事は以下のどれにあたりますか。(○は1つ)	1	経営者・役員		49	4.42
	2	常時雇用の一般従業員		392	35.35
	3	臨時雇用・パート・アルバイト		191	17.22
	4	派遣社員		17	1.53
	5	自営業主・自由業者		91	8.21
	6	家族従事者		17	1.53
	7	内職		0	0.00
	8	学生		31	2.80
	9	専業主婦		172	15.51
	10	無職		111	10.01
	11	その他		23	2.07
		小計			1,094
	無回答			15	1.35
	合計			1,109	100.00

表-28 デモグラフィック要因 (続)

質問文		選択肢	度数	%
F5 あなたの現在のお仕事は以下のどれにあたりますか。(○は1つ)	1	経営者・役員	51	4.40
	2	常時雇用の一般従業員	385	33.19
	3	臨時雇用・パート・アルバイト	208	17.93
	4	派遣社員	21	1.81
	5	自営業主・自由業者	102	8.79
	6	家族従事者	38	3.28
	7	内職	11	0.95
	8	学生	20	1.72
	9	専業主婦	185	15.95
	10	無職	112	9.66
	11	その他	10	0.86
小計			1,143	98.53
無回答			17	1.47
合計			1,160	100.00

23. 裁判員による裁判への賛否

本調査票の一番最後の設問として、第1波調査と同じく、裁判員による裁判の導入に対する賛否を5段階の尺度で尋ねた(変数名はLAYJUDGEとなっている)。結果は表-29の通りである。

表-29 裁判員による裁判への賛否

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
LAYJUDGE 一般論としては、裁判員による裁判が導入されることに賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)	1	反対	123	11.12		
	2	どちらかといえば反対	234	21.16		
	3	どちらともいえない	359	32.46		
	4	どちらかといえば賛成	283	25.59		
	5	賛成	107	9.67		
合計		1,106	100.00	3.02*	1.14	
無回答		3				
参考: 第1波調査						
質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
LAYJUDGE 一般論としては、裁判員による裁判が導入されることに賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)	1	反対	141	12.20		
	2	どちらかといえば反対	238	20.59		
	3	どちらともいえない	422	36.51		
	4	どちらかといえば賛成	280	24.22		
	5	賛成	75	6.49		
合計		1,156	100.00	2.92	1.09	
無回答		4				

注

(1) なお、この調査は部分的には、日本学術振興会科学研究費基盤(A)「刑事法学と心理学——刑事裁判心理学の構築に向けて」(2007-2010年度、研究代表

者白取祐司) によっている。

(2) 社会心理学の態度理論では、態度は感情的成分、認知的成分、行動的成分によって構成される。行動的成分は、通常、行動への意図(行動意図)を尋ねることによって測定される。なお、態度理論については、Rosenberg & Hovland (1960) 参照。

(3) 正確には昭和15年3月1日から平成3年1月31日までに生まれた者である。

(4) 現代日本社会において、社会調査を実行することの困難については、松村他(2008:2299)参照。回収率に関しての、留め置き法と面接法の比較については、松村他(2008:2235(注)4)参照。

(5) この調査では、実際に裁判員になったことがあるかどうかは尋ねていない。それは、裁判員経験者の出現頻度は著しく低く、回答者の特定につながる虞がありうるからである。なお、調査票の中で「裁判員候補者名簿に記載されたとの通知を受けたかどうか」については尋ねている。

(6) 第2波調査では、裁判員となった場合のその匿名性に関わる行動意図(記者会見など)についての設問が加えられている。

(7) シヴィック・パワー、市民的美德については、松村他(2008:68(注)5, 6)参照。

(8) 調査票は8種類あるが、AからHのバージョンのどれが配付されるかは、あらかじめサンプリング名簿で順番に割り当てられていた。いうまでもなく回答者は自己が回答した調査票以外に、それと異なるバージョンの調査票が存在することは知らされていない。

(9) 第2波調査の表の平均値に添え字として示してある。なお、**1%有意、*5%有意、†10%有意傾向、n.s. 有意差なし(いずれも両側検定)である。

(10) 松村他(2008)に掲載の表には、校正の過程でのミスのため、表中の数値にいくつかの誤りが存在したので、今回訂正した数値を記入した。読者に深くお詫びをする。

(11) 問3のように、第2波調査で新たな設問が付け加えられた場合、第2波調査では問番号の継続性を維持するために、旧問3が問3Aに、付け加えられた設問は問3Bになっている。SPSS上の変数の取り扱いでは、問3(第1波)、問3A(第2波)は同一の設問なので、いずれもQ3という変数が割り当てられているが、読者にとっての見やすさのために、本稿の表の中では、調査票に合わせて、単にQ3とQ3Bとなっている。

同種の事例が調査票にいくつか存在するが、すべて同様の取り扱いによった。

(12) Q6Bno2については、選択肢2のカッコ内は、第1波調査では「交通法規違反も含む」となっていたが、第2波調査では「道交法違反も含む」と修正した。

(13) Q12は、第1波調査票では、責任主義についての設問であった。第2波調査票では、責任主義についての設問を削除するとともに、第1波調査票と第2波調査票で設問番号を一致させるために、Q12は別立ての個別の質問となって

いる。

⁽¹⁴⁾ 要因計画法の実験群の中には実務上は考えにくいものも存在する（たとえば、本シナリオのような事件で裁判所が正式鑑定——刑事訴訟法165条——を命じること）。しかしそれは、リサーチデザインの上で必要と設定されたシナリオである。

要因計画法の部分については、白取祐司（編）『裁判員時代の心理鑑定』（仮題）日本評論社（近刊）所収の1論文として松村が発表予定である。

⁽¹⁵⁾ なお、操作チェック（manipulation check）のための設問も置かれている。

⁽¹⁶⁾ 実際に用いられた調査票のサイズはA4である。本付録では縮小されて印刷されている。

《引用文献》

木下麻奈子（2010）「人々の裁判員裁判への態度——裁判員になることを規定する要因の構造——」『法社会学』72:117-134

松村良之（2007）「応報か行動コントロールか——刑罰動機をめぐって」菊田幸一他（編）『社会の中の刑事司法と犯罪者』日本評論社：125-138

（2010）「人々の裁判員制度と刑事司法への態度——その評価を中心にして——」『法社会学』72:70-87

松村良之他（2006a）「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」『北大法学論集』57(3):1477-1532

——（2006b）「現代日本人の法意識の全体像：2005年調査結果の概要」『北大法学論集』57(3):1401-1476

——（2008）「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識」『北大法学論集』59(4):2302-2228

Matsumura, Y. et al. (2008) Japanese Attitudes Toward the Lay Judge System and Criminal Justice, *Chiba Journal of Law and Politics*, 23:204-284

日本文化会議編（1982）『現代日本人の法意識』第一法規

Rosenberg, M. & Hovland C. (1960) Cognitive, Affective, and Behavioural Components of Attitudes, Hovland C. & Rosenberg M. (eds.) *Attitude Organization and Change; An Analysis of Consistency Among Attitude Components*, Yale University Press: 1-14.

坂本治也（2007）「ソーシャル・キャピタルは民主主義を機能させるのか？：日本の地方政府と市民社会の計量分析」『政策科学・国際関係論集』9:1-52

太田勝造（2010）「裁判員裁判の実証的研究：要因計画による制度運用への示唆」『法社会学』72:88-116

山岸俊男（1998）『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会

付録 問27のシナリオと設問（Aヴァージョン）

問27 以下の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある放火事件についてです。文章を読んで質問にお答えください。

Aは、B氏の住居に放火した疑いで刑事裁判の被告人になっています。Aは、火事のあった日から4日後に逮捕され、検察によって起訴されて、有権者からくじで選ばれた6名の裁判員と3名の職業裁判官が審理判断をする裁判員による裁判が行われることになりました。

裁判員を加えての審理が始まる前に、審理での争点、証拠を整理するために、職業裁判官のみと、検察側、被告弁護側による公判前整理手続が行われました。検察側は、近所の人の目撃証言を柱に有罪を立証しようとし、被告弁護側は人ちがいでであると主張しています。

それで、被告弁護側は近所の人の目撃証言をつきくずすために、証言について研究している心理学者Q教授に鑑定を依頼しました。Q教授は、弁護側の依頼を受け、鑑定を行いその結果について弁護側に鑑定書を提出しました。

(1) 心理学者Q教授は誰に依頼されて鑑定を行ったのですか。(〇は1つ)

- 1 裁判所
- 2 検察側
- 3 弁護側
- 4 わからない

いよいよ裁判員による裁判が始まりました。

裁判の審理が始まる前に、裁判員6名に対して裁判長から次のような説明がありました。「被告人が、人が住居に使用している建造物に火を放ち、それによって火事が発生した場合、現住建造物等放火罪となります。これから始まる裁判では、検察側が証拠や証人によってこのことを立証しようと努力しますし、被告人Aとその弁護人は証拠や証人によってこのことを否定しようとしています。皆さんの役目は、被告人が火を放ったという検察官の主張が、常識に照らして判断し、まちがいないといえるかどうかを判断していただくことです。有罪の場合には、さらに刑の重さを決めなくてはなりません。」

(2) 裁判員は、被告人が有罪か無罪かを決めるのですか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 はい | 2 いいえ | 3 わからない |
|------|-------|---------|

(3) 裁判員は、被告人が有罪の場合の刑の重さを決めるのですか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 はい | 2 いいえ | 3 わからない |
|------|-------|---------|

この刑事裁判で検察側は次のように主張しています。
 「被告人Aは、普段から憎しみを持っているBの住宅に火をつけてやろうと考えた。被告人Aは、12月20日の夕方5時20分頃、灯油で濡らせた新聞紙を用いて、Bの住宅の台所口に火を放った。その結果、Bの住宅を全焼させた。よって被告人Aは、現住建造物等放火の罪にあてはまる。」

弁護側は次のように主張しています。
 「被告人はその日は体調が悪く1日中家にいて外出していない。被告人は犯人ではない。」

法廷では証人Kさんと証人Lさんによる次のような証言がありました。
 近所に住むKさんは、「その日5時過ぎに、大きなバッグを抱えてB氏宅の前にいる被告人Aを見ました。よく知っている人ですから見まちがえることはありません。」と証言しました。
 同じく、近所に住むLさんは、「その日5時10分頃に、B氏宅の玄関のわきにいる被告人Aを見ました。見知った人ですからまちがえることはありません。」と証言しました。
 これに対し、被告人Aは、それは完全な人ちがいで自分ではない、と主張しています。

- (4) あなたはこれまでのところで、有権者からくじで選ばれた裁判員にとってこの裁判が分かりやすく進んでいると思いますか、思いませんか。(〇は1つ)

分かりにくい	どちらかといえば 分かりにくい	どちらともいえない	どちらかといえば 分かりやすい	分かりやすい
1	2	3	4	5

弁護側は、Kさん、Lさんの証言をつきくずすために鑑定を依頼していた、心理学者Q教授の鑑定書を法廷に証拠として提出しました。その内容は「犯行時の日照気象条件では、Kさん、LさんがAを目撃したという位置から、犯人を目撃したとした場合、人ちがいの可能性が高い」というものです。鑑定人Q教授は証人として出廷し、「良心に従って真実のみを述べる」ことを宣誓した上で、自分自身の鑑定にまちがいがいいことを証言しました。

証拠調べが終わり、検察側は「被告人の犯行は明らかである。被告人に10年の刑を求める」と主張し、弁護側は「目撃証言は信用できない。被告人は無罪である」と主張しました。

この事件についてあなたが裁判員になったつもりで答えてください。

- (5) あなたはこれまでのところで、この裁判は公正に進んでいると思いますか、思いませんか。(〇は1つ)

公正に進んでいない	どちらかといえば 公正に進んでいない	どちらともいえない	どちらかといえば 公正に進んでいる	公正に進んでいる
1	2	3	4	5

- (6) あなたは、被告人Aの主張と検察側の主張とは、どちらの方がもっともらしいと思いますか。(〇は1つ)

被告人Aの 主張の方が もっともらしい	どちらかといえば 被告人Aの主張の方が もっともらしい	どちらともいえない	どちらかといえば 検察側の主張の方が もっともらしい	検察側の 主張の方が もっともらしい
1	2	3	4	5

(7) 心理学者Q教授の鑑定内容は信用できると思いますか、思いませんか。(〇は1つ)

信用できない どちらかといえば どちらともいえない どちらかといえば 信用できる
信用できない 信用できない 信用できない 信用できない 信用できる

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

(8) 心理学者Q教授は信頼できる人物だと思いますか、思いませんか。(〇は1つ)

信用できない どちらかといえば どちらともいえない どちらかといえば 信用できる
 人物である 信用できない人物である 人物である 信用できる人物である 人物である

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

(9) 心理学者Q教授はどの程度中立的な人物だと感じられますか。(〇は1つ)

弁護側に強く 弁護側に 弁護側にやや どちらかといえば 検察側にやや 検察側に 検察側に強く
 味方している 味方している 味方している 中立的である 味方している 味方している 味方している

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5 ————— 6 ————— 7

(10) この事件で心理学者Q教授の鑑定は必要だったと思いますか、思いませんか。(〇は1つ)

必要なかった どちらかといえば どちらともいえない どちらかといえば 必要だった
必要なかった 必要なかった 必要なかった 必要なかった 必要だった

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

(11) あなたなら、Aを有罪としますか、無罪としますか。(〇は1つ)

1 有罪 2 無罪 3 わからない

いよいよ裁判員6名と職業裁判官3名による話し合いで、被告人Aが現住建造物放火罪で有罪か無罪か、そしてもし有罪なら被告人Aに科す刑の重さを決める評議の段階になりました。

有罪とするためには、法律では、職業裁判官3名、裁判員6名の合計9名の過半数5名が有罪の結論で、その5名の中に少なくとも職業裁判官1名が入っていなければなりません。

評議では、職業裁判官は3名全員が有罪、裁判員は6名中5名が有罪、1名が無罪を主張し、結論は有罪でした。

(12) 被告人が有罪となったので、刑の重さを決めなければいけません。検察官は10年を求刑しています。裁判員としてあなたは、この事件では何年の刑が適当だと思いますか。(〇は1つ)

5年より軽い 5年 6年 7年 8年 9年 10年 10年より重い その他
 1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5 ————— 6 ————— 7 ————— 8 ————— 9 (具体的に:)

- (13) 現在の法律では、有罪とするための条件は、「**職業裁判官3名、裁判員6名の合計9名の過半数5名が有罪の結論で、その5名の中に少なくとも職業裁判官1名が入っていなければならない**」というものです。

このような多数決のやり方について、あなたはどう思いますか。以下の中から、もっとも好ましいと思うものを1つ選んでください。(○は1つ)

- 1 単純過半数（職業裁判官の中に**有罪とする人がいなくてもよい**）
- 2 現在のままでよい（過半数が**有罪の意見で、さらにその中に職業裁判官が含まれている**）
- 3 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で**有罪の意見が過半数を占めること**
（職業裁判官は3名中2名以上、さらに、裁判員は6名中4名以上が**有罪の意見であることが必要**）
- 4 職業裁判官と裁判員の合計9名中、**8名以上が有罪の意見であること**
- 5 全員が**有罪の意見である場合のみ**

- (14) 次に刑の重さの決め方について伺います。法律では刑の重さも、有罪・無罪の判断と同様です。これに対して、「**死刑を言い渡すためには多数決では不十分である**」という意見があります。このような意見についてあなたはどう思いますか。あなたの意見に最も近いものを1つ選んでください。(○は1つ)

- 1 現在のままでよい（過半数が**有罪の意見で、さらにその中に職業裁判官が含まれている**）
- 2 職業裁判官も裁判員もそれぞれの中で**死刑の意見が過半数を占めること**
（職業裁判官は3名中2名以上、さらに、裁判員は6名中4名以上が**死刑の意見であることが必要**）
- 3 職業裁判官と裁判員の合計9名中、**8名以上が死刑の意見であること**
- 4 全員が**死刑の意見である場合のみ**
- 5 その他（具体的に

- (15) あなたは被告人Aと同じような立場におかれたとしたら、裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらがよいと思いますか。(○は1つ)

裁判員による裁判	どちらかといえば 裁判員による裁判	どちらともいえない	どちらかといえば 職業裁判官のみの裁判	職業裁判官 のみの裁判
1	2	3	4	5